



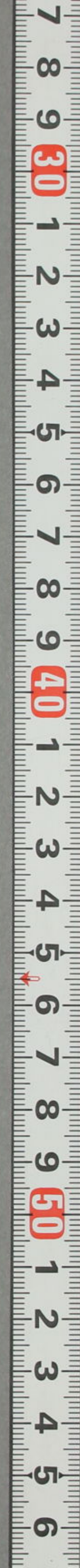
三國
傳來

善光寺如來繪詞傳

三



ハ 4
6207
3





本字四川

古事記水鏡扶桑
略記等ハ 飯豊
女帝と 王代といれ
られたれこの
帝と三十一代と

善光寺如来繪詞傳卷三

法印大和尚位權大僧都正空纂述

ころハ 人皇三十代 欽明天皇の即位十三年壬申

十月十三日ハ三尊佛の御船ハ難波のうづつうせ

たまひけるこのときの内裏ハ大和國磯城の上郡

磯城島金刺の宮とまうしなてまつる

いま三輪の里の東南ハ金屋村といふあり田の中ハ小き塚
ありて榎一株とらゑたりこれ 欽明天皇の内裏の趾なり

とうるふ百濟國の聖明王より大使副使の官人三尊
 佛の御輿と守護し經論若干卷やうび幡天蓋等
 の佛具と添て禁裏ふたてまつる其表文ふいそく
 是法於諸法中最為殊勝難解難入周
 公孔子尚不能知此法能生無量無邊
 福德果報乃至成辨無上菩提譬如人
 懷隨意寶逐所須用盡依情此妙法寶
 亦復然祈願依情無所乏且夫遠自天
 竺爰洎三韓依教奉持無不尊敬由是

舊事紀略
 推古帝の二十八年
 に記したる

百濟國王より奏上こと斯のごとく蓋この表文は佛の
 記する處といへる大般若經第三卷難聞功德品に甚深般
 若波羅蜜多ハ我滅度の後東北の方の東北に於て廣く
 流布せしと宣へる經文を引くと見ゆ
 この百濟國より獻りし佛像と日本紀ハ釋迦如来なりといへり
 是かそとハ世の人の諸記せし失なるべし古史ハ必定弥陀の
 三尊とありたるなりその古史といふハ聖德太子の撰び
 たまひしといふの舊事本紀にてこれ日本史傳の權輿

稗田の阿礼のこと
ハ古事記の序にも

上奏ハ翌年の正月
なるゆゑ古事記と
和銅五年の日本紀
ともいふこの書神
代より推古天皇の
りる○日本書紀
三十卷 神代り
持統天皇のいふ
○舍人親王のいふ
のこともいふべき
かれども今ハ俗
後ハ假字つけ

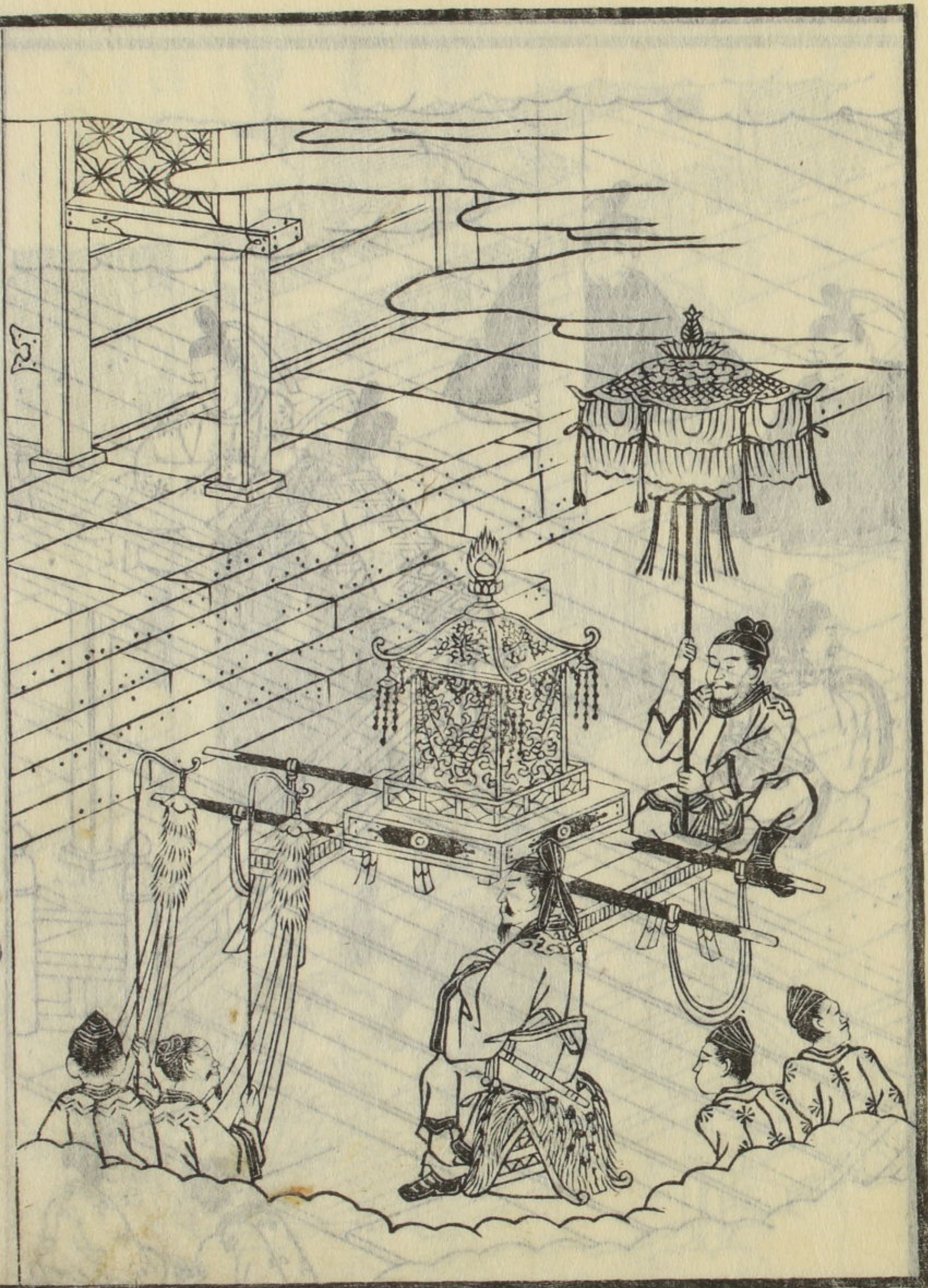
なりとあるにその書ことごとく入鹿の兵發ハ焚たれども其ころの
人ハ大槩ハばねぬるゆゑ 天武天皇の御とき姓ハ稗田名ハ阿
礼といふもの至て記憶のつゞき性得なるゆゑ先この人ハ勅あり
て世の人このおぼたぬることとことごとく聞えぬとある
ども筆ハ寫し間もなく 天皇かられまゝその後 元明
天皇の和銅四年ハ五位上太朝臣安萬侶ハ 詔ありてかの稗田
阿礼ハ諸ハおぼたぬることと文章ハうつとあるたまひに
いまの古事記三卷なりとあるれどもその書簡約なりて事をつく
さざりて古訓なりて普く通じがごとし故ハかゝるぬて 元正天皇の養老
四年ハ一品舍人親王ハ勅して日本紀を撰めたるなり舍人親
王ハ 天武天皇第三の皇子なりて 淡路の帝の御父なり天性神智
博學まゝに費たまりし後ハ崇道盡敬皇帝と諡し今の世

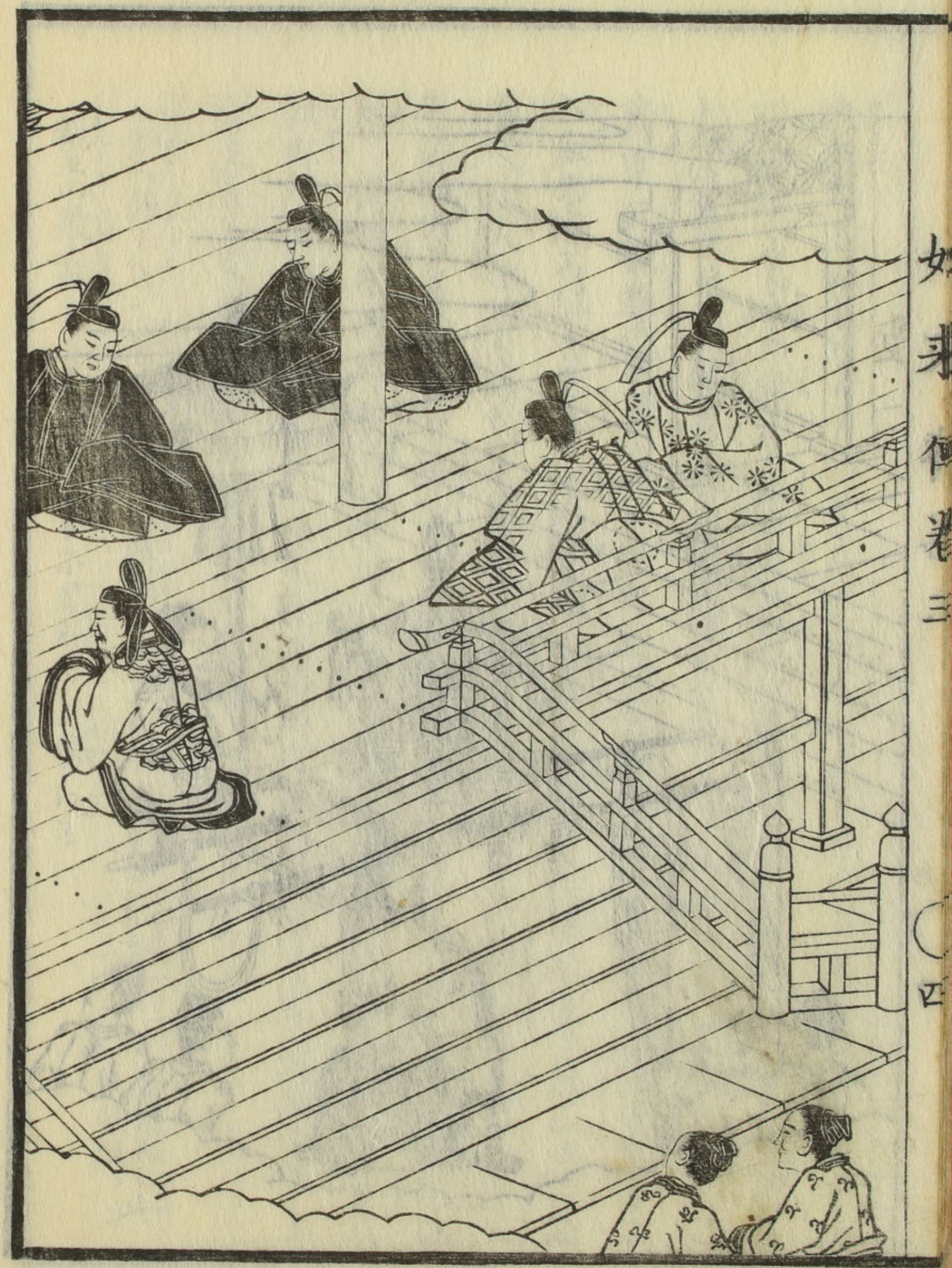
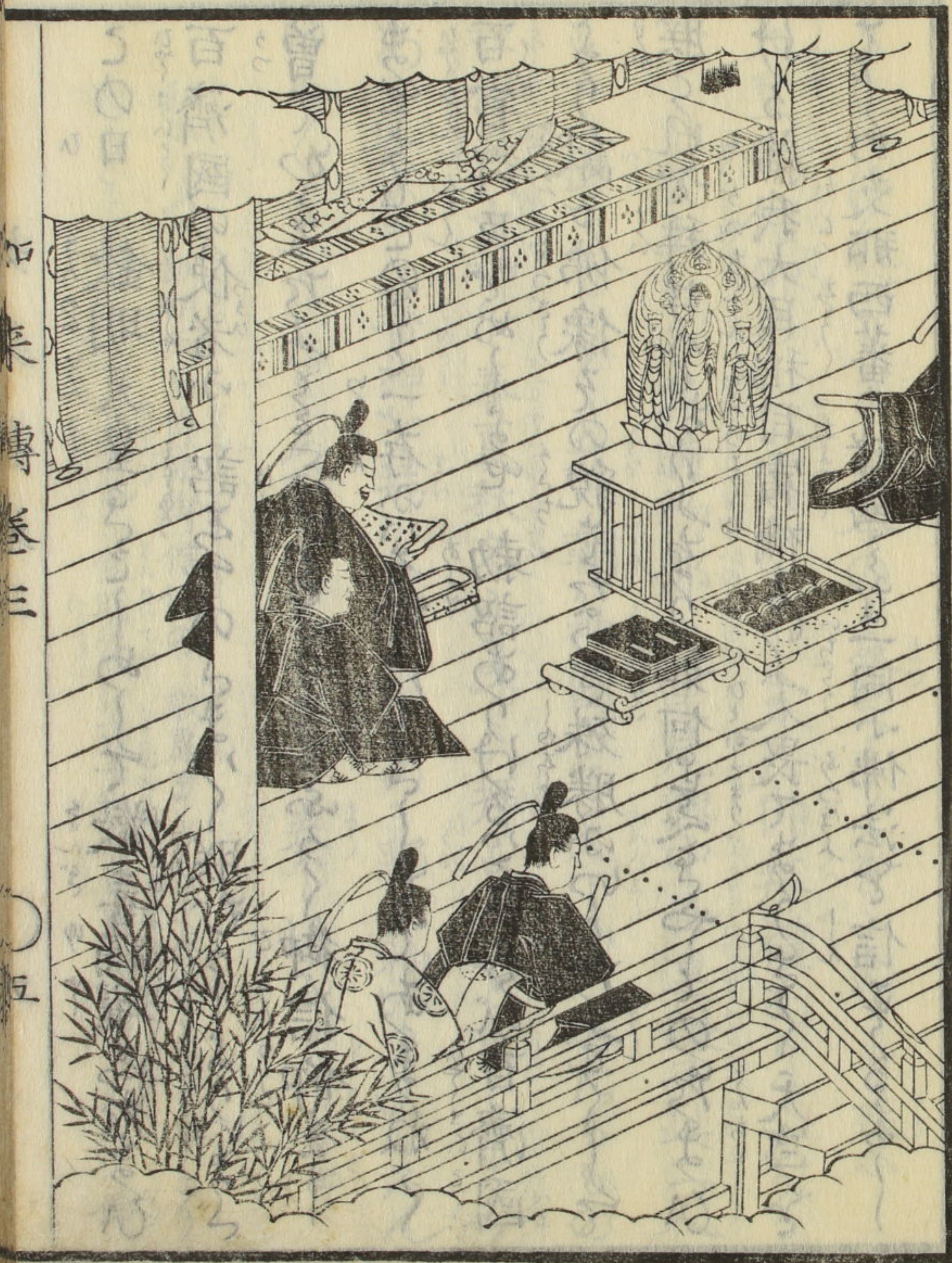
までも伏見藤の森の靈神と崇られたる人かれども國史のこと
ゆゑつゞきのまゝとあるたまひになり○扶桑略記と帝王編年
紀ハ釋迦の尊像と弥陀の三尊と二射なりとありたまふこととある
でもその釋尊いまいづくハありともいふとされば今日本紀ハ因循
とてかゝるなり又日蓮上人ハ日本紀と主張て善光寺の如来ハ
釋迦なりとのたまひしことかの上人の傳記より然れども兩脇侍の
寶冠ハ化佛と寶瓶あるハまざるもなほ彌陀の三尊なること觀無量壽
經ハ説たまりとあり 加旃扶桑略記編年集成帝王編年紀神皇正統
紀等ことごとく 弥陀の三尊なることを擧てこの像ハ信濃國善光寺
の佛これなりといへり豈異論あるんや
○因ハ今の舊事紀と近世も偽作といへりそのゆゑ如何と
なり古事記日本紀と撰ぐめたるハ入鹿の軍ハ舊事本紀の

焼失たるゆゑなりといふこれ尤の考かれども日本紀の原註亦或本の
 ついて今この舊事紀の文を引れたるをともあれ全く偽書
 といひて一既日本紀纂疏もひとり灰燼の餘を得たるものハ
 舊事紀數卷のものとたまひたれば古書なること必なり愚按ざるハ
 入鹿のほろびしとき父の蝦夷日本前代の記録および吾家の財
 寶へも火を放てのちその身も誅されぬこと船史惠尺といふ人
 その焼のころの書を採りて中大兄皇子あたてまつりて日本
 紀舒明帝の御卷のせられたれば今の舊事紀ハその焼残りの書と
 潤色せしものと云ひたり舍人親王の時代ハ焼切のまじれば其の書とも
 いふべし或本とかきとるや

舍人親王といひと或やとの親王ともあり然まも清原氏 船橋殿ハ此
 親王の後裔なるふ雨家ともふと稱と唱らる

中大兄皇子ハ
 天智天皇の御と
 なり





この日 欽明天皇さこめて 歡喜踊躍あたまひ
 百濟國の使者小 詔さそのまゝく 朕むうよりいまで
 曾てかゝるたふそ法とさうとふく 御信仰ま
 せせどもこのこと一存ふいかひぐさてあまぬく
 百官群臣とめしめせ 勅詔あけるこのび百濟國
 より獻る佛像その貌もなつて殊勝ふいとたふさ
 朕これと拜せんとかひあう如何とせやとのたまひ
 ける蘇我大臣稻目宿禰といふ人畏てまうさく天竺を
 せめて支那西蕃の諸國を一同小佛法を信ぜざるより

さこめければ日 日本のも祭るまゝさふあゝど殊か
 天皇御信仰の 獻慮もまゝまゝ御拜禮ありてあう
 べと奏上らる其時物部大連尾輿中臣連鎌子此二人
 とも出てそもく我 朝ハ神國めて天下小 王たるもの
 社稷百八十神を春夏秋冬ふまつり拜すると事と今
 あつためて蕃神を拜したまひこの 邦の神いりなはん
 ゆめくまつりたまふべくと遮て奏しける 以上日本紀

私にいふ 欽明天皇佛法御信仰の 獻慮まゝくは此とさうま
 たることふあゝと日本紀 欽明帝の六年秋九月百濟國小丈六の佛

像をつくりて 日本へ奏上たる願文をのせて蓋さく丈六の佛と造り
功德もなりと大なりぬがけいこの功德もて 天皇勝善之徳と獲
たまへ乃至普天のあへ一切衆生を解脱と蒙らんこのゆゑ小造まつると
いり 以上この文をもて考れば佛法いまだ 日本にあらざるなりと
天皇より御信仰まゐりたる數年のことに見ゆり ○まゝ其
とき佛法と渡りし尾興鎌子のあつりのもめて此ほう群臣の中一人も
是非といふものさへもなまゝあると一本小群臣舉てさへあると書たるは
日本紀とさへるゆゑなり ○まゝ尾興鎌子が佛法と拒れいたる我
邦の神とさへあるて天竺の神と拜せんやといへるものことなりこれ
佛法と天竺の法とさへはなれたるゆゑかくいひたるらん佛法は三千大千
世界を一佛の所化とたつるゆゑ狭く天竺二國に依たる道もあらざる
唐土にありては唐土の佛法 日本にありては日本の佛法なるべし

神皇正統紀六卷
神代より 南朝
後村上天皇の御事

日本紀纂疏八卷
神代卷と釋
たの書なり

雅なり他の神明と輕きむるかあゝ他の敬と謗るかあゝと佛と神とい
水と波とのごとくさへるゆゑ佛家より神道とも如来一化の大悲方便と
あがむるなり神皇正統紀に眞言と神通乗といふ乃至我國に神代より
縁起この宗の所説小符合せりといひしれはこそ神道のこと眞言宗は
よりたることかへさるるものなりと 神宮の秘記祠官の撰述佛法と
もて神道を解するもの若干あり矧神書の中 阿波良波の記 廣大の慈悲を
發して種々の形を現し方利益の爲に表れられたるものなりと名づけ
大日靈貴といひまゝ天照神ともいふと見ゆりとて日本紀纂疏
上にも應化の神は衆生の機に應じて佛菩薩のあつちとあるは
たゞのそとありたるものなりとさへりあるも今もなほ局僻の神道者は
胡椒丸吞小佛法と斥るは尾興鎌子の右にいづるもの歟とていふ
本朝の史傳小通せざるゆゑ歟貞觀三年正月廿一日 清和天皇東大

寺てらありて無礙むがいの大會たいかいを修しゆむまふ 宣詔せんしうの御願文ごがんぶん 前略ぜんりやく然則しかんねんハ八幡大菩薩はつぱんたいぼさつとして別べつに解脫げだつを得えせしめ諸餘しよじよの名神なみかみとして神力しんりき自在じざいなりしめ本願ほんがんの天皇てんかうおまひ 先帝せんていの御靈ごりやう開闢かいびやく以來いらい登霞とうかの聖靈せいりやうおなぐく薫修くわんしゆ小頼せうらいてまぐく覺さうりの花はなをひきき乃至乃至法界ほふかい自他じたと論ろんぜども終ついに菩提ぼだいと證焉しやうまとのまへり 類聚國史るいこくし 百七十七 御文ごぶんをもて神かみも 皇きみも佛法ぶつぽふの威力ゐりきふりて光輝こうくゐをまゝなまふてとあるべし ○尾興おきの大連おほのむすね守屋もりやの父ちちたること公卿くきやう補任ふにんふりたり中臣なかつひみの鎌子かまこも勝海かつかいの父ちちなりといひつゝなり世人よめいおほくハ鎌足かまたり公きみのことかもへり伊勢いせ 外官げくわんの祠官しきわん度會たうかいの延佳のぎやう日本紀にっぽんぎ筆記ひきハ大職冠おほしやくかん鎌足かまたり公きみも一名なひつ鎌子かまこといへども是これハ今年ことし欽明きんめい帝ていの十三年じゅうしゅうさんよりハそのあひだ六十三むそくさん年の後のち 推古すいこ帝ていの二十二年にじゅうにねんハ誕生たんじゆありし人ひとなりいまハ中臣なかつひみの鎌子かまことハ同名なひつ異人いじんなること分明めいめいなりといひ ○因よハいハ大臣だいじんと大連おほのむすねとハ今の世よの左大臣さだいじん右大臣みぎだいじん

大臣だいじんハあれり神皇正統紀じんかうしやうとうき 孝徳かうとくの御卷ごまきハ大臣だいじんハ成務せいむの時とき武内ぶうち 宿禰すくねよりめてられハ但いに仲哀ちゆうあいの時代じだいハ大連おほのむすねの官くわんともある大臣だいじん 大連おほのむすねをびて政まつをまゐりてのゆゑハ大連おほのむすねをやめて左大臣さだいじんと

欽明きんめい天皇てんかう御信仰ごしんぎやうの御みころごころまゝとといへども尾興おき鎌子かまこのまうととも一理いちりあれば否いなとも 仰おほせられがごまゐりば誰たれも信仰しんぎやうのものハ此佛像このぶつざうをあたまべしと詔あひせありければ蘇我そがの稻目いなめ大臣だいじんおほいハ悦よろこび然しからば臣みこハ賜たまふべしとて即すなはち一光三尊いちかうさんそんの金像きんざうを拜請はいぎやうてまゐりしハ小墾田せうこんでん 大和國やまとのくに 高市郡たかちのこほりといふところハ吾別墅こがらけやうのありけるゆゑまゐる

それを假かり小佛殿かたうとして如來にやうらいをうつゝ奉りぬんごろに
浄業じやうごふを修しゆせざるまゝ向原むかうげん郡同の家を浄捨じやうしやて寺となし
あゝび如來にやうらいをうつゝへたてまつるこれ 日本にやんの寺の
權輿ごんいなり俗ぞく小向原寺むかうげんじといひいられあり 以上日本紀

私わたくし小三尊佛さんそんぶつ 日本にやん小三尊佛さんそんぶつ 日本にやんの十月の十三日じふさくの難波なんばの堀江ほりえに
すてられぬもその冬ふゆのうちにたつること日本紀にやんきにたつたれ
中間ちうかん僅いひの日數にっすうて豈あな二箇所ふたゝふふ寺てうを建たるの違いあんと是これハ
翌年ふたとしの佛ぶつ法ぽう御ご再興さいかうのとき百濟國ひやくせいこくより僧衆しやうしゆあつて來きたりゆを
小墾田せうこんでんの別墅べつじよハ窄せうして容ゆるるふところなりかるがゆゑ向原むかうげんの家を
寺てうとせしこと論ろんをまゝとてあるべし 又日本紀にやんきに如來にやうらいを小墾

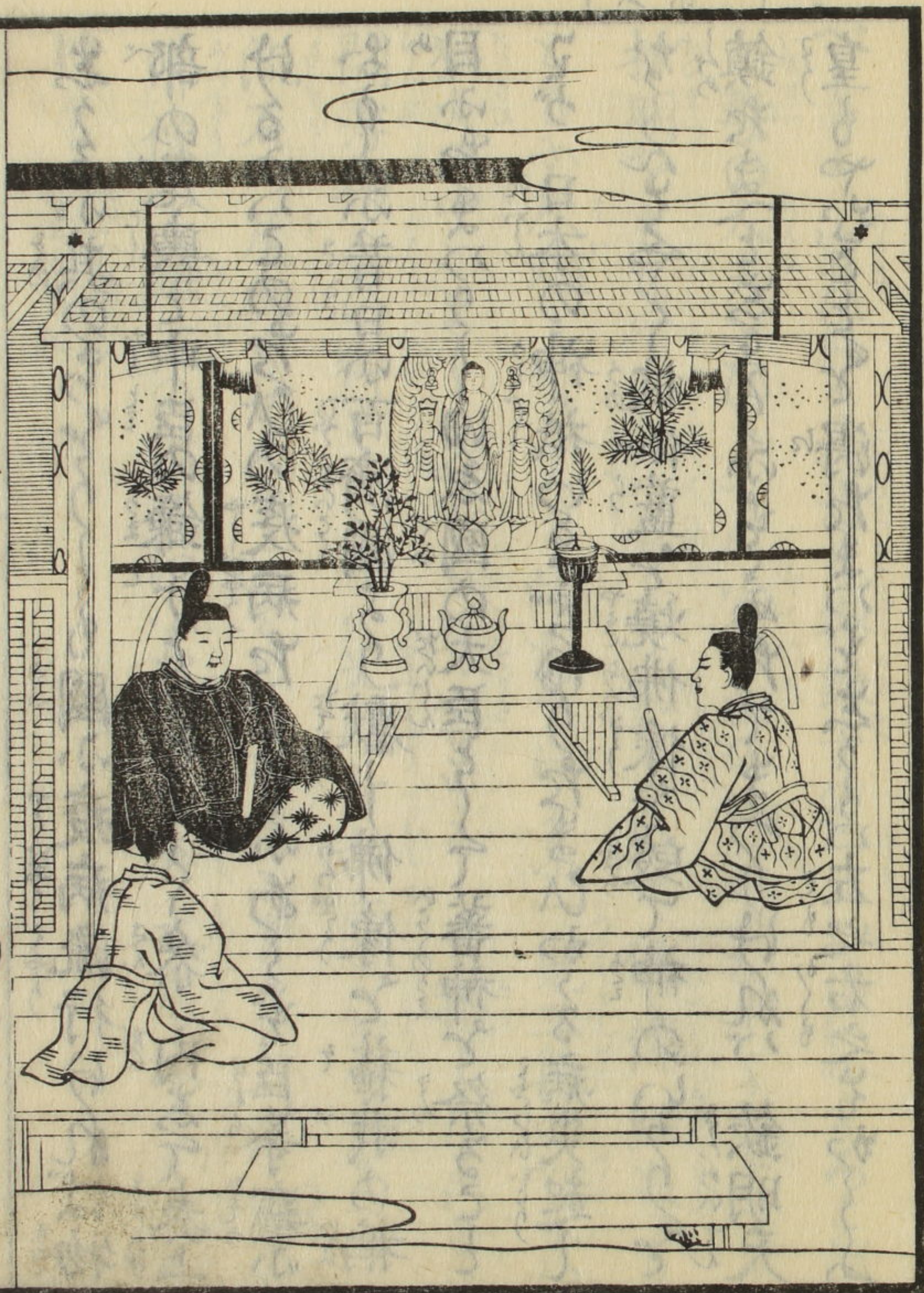
三代實錄五十卷
時平公ときひらこうとていめ
大藏だいざうの善行ぜんかう等五
人の作さくなり北野
天神てんじんもその一と
まゝとせ
○治部省ちぶしょう僧尼
實客じやくかくのことと
○大政官符だいせいくわんぷのこと
といふの巻の末段
のいふ

田での家いへの安置あんちしぬんごろに出世しゅせの業ごふを修しゆせるとある文ぶんのつぎふ
向原むかうげんの家を浄じやうとて寺てうとせしとあるハ筆ふでのつぎふに任まかせて
引ひつづけてあるハなまふか

○三代實錄さんだいじつろくと按あんずる小元慶六年せうげんろくねん後五位下宗ごごいげさうしゆ岳朝臣たけあそみが上表かみへう又
貞觀三年じんくわんさんねん治部省ちぶしょう小下せうげハ太政官符だいせいくわんぷいづれもこの寺てうと建興寺けんかうじ
と記しされぬが向原寺むかうげんじといふ地名ちめいハ約やくたる俗稱しやくしやうめて寺てう號ごうハもと
より建興寺けんかうじとありハ書紀通證しよきとうしゆ小向原寺むかうげんじいま廣嚴寺くわうげんじと
いふ養老年中やうらうねん新京しんかうよりつとむといひ大和志やまとしハ高市郡たかうしぐん廣嚴寺くわうげんじと
わけりこれハ建興寺けんかうじの號ごうのうつりたるふいあゝと向原むかうげんと廣嚴くわうげんと
假字かりなハらぐどもこゑの似にたるゆゑ後世ごせいの俗ぞくハ書初しよしうハこと
ゑにちりこの文ぶんの中な向原寺むかうげんじと奈良ならのつとむといひるハ予よいふ
その典據てんこととも蓋元興寺えいげんじハ混まてかく書かたる故ゆゑ○まゝ巨勢こせ

四十七字八天地旨
然の音なりといふ
諸行無常の文小
つくりあはせたる
弘法大師なり又
漢の字とわりて
かゝるを假字といふ

彦仙の歴史略小稻目惑ふて胡像と第中蔵といひ現小日本
紀小情願の人小付て禮拜せしめんと勅命ありしと載られ
たれば稻目大臣の佛像と安置せしめしより更小私のことあり
大汎儒者の癖とて唐土の書小あはるるより一繁に塵芥の
ごとくおもへるゆゑ歴々の學者小和書佛書等小見損じ多し
も偏見の國學者ハ唐天竺の事ハ穢とて下視せり此の邦の
いろはハ漢の字とて釋氏の弘法大師つくりしとて日本紀纂疏
かゝる花鳥餘情等小近ハ本居宣長が古事記傳小ありといり
物かんともするていさぞ穢くもおもひつらん○後嵯峨帝の
兩太神宮御法樂の綸旨小王法ハ神徳の加護小依り神明ハ佛法の徳
用と受と宣へり鈔ハねがひくられ人も彼我の念とて擔板漢
と相せしることなれ



寺伽藍といふ
こと釋氏要覽に
あるなり

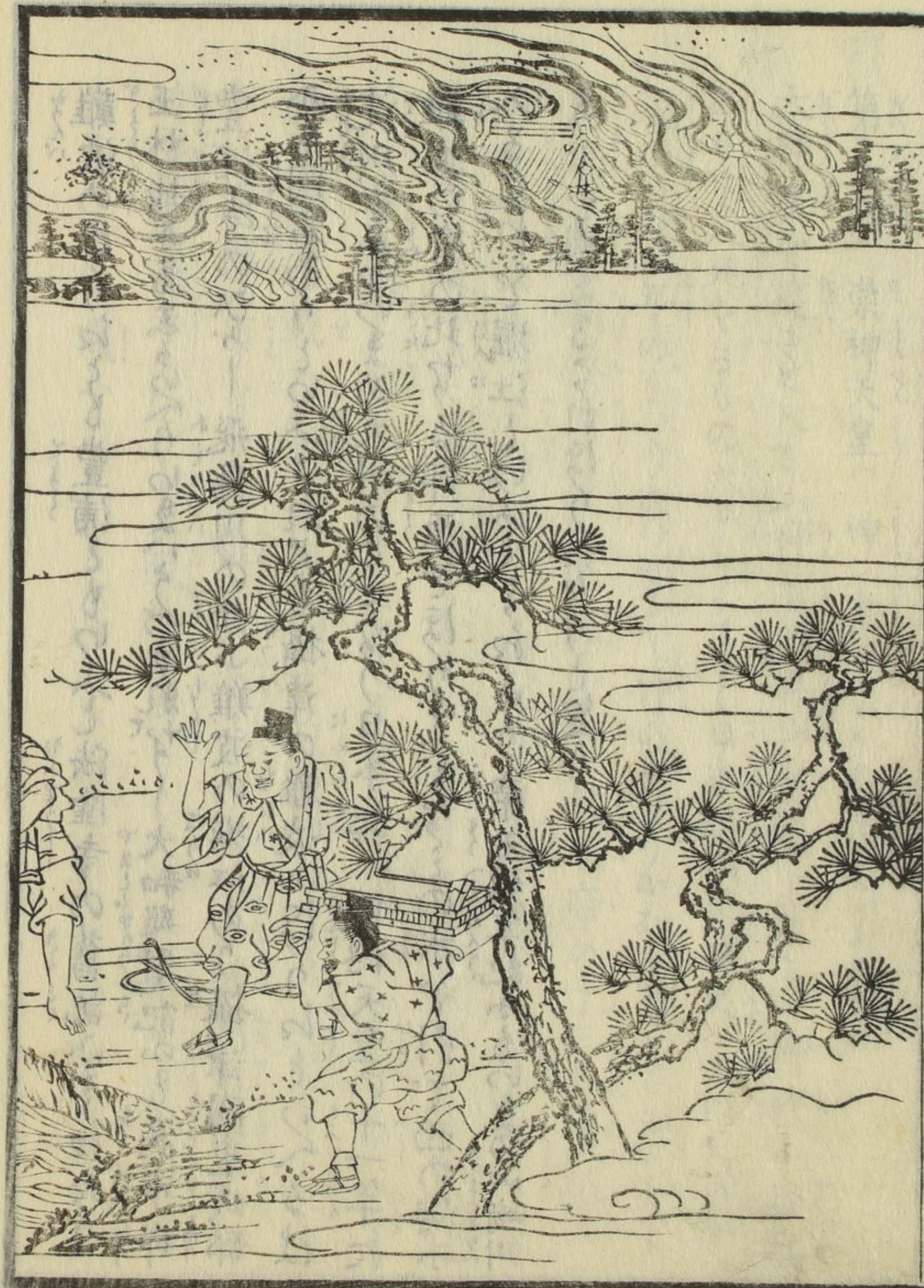
さうする其のちより一も國に疫病流行ければ物
部の尾輿と中臣の鎌子とちやなく衆内にて奏上
けるふいこのたびの疫病たゞことふあゝむ臣等竊小
おのふ昔日小百濟國より獻し佛像と蘇我の稻
目ふたまひり一ゆゑ國の大臣とて蕃神を祭ること
こが日本の神祇いさごけりたまひかる病災起し
やうんややく彼伽藍を焼佛像を毀て神のいうりを
鎮たまへとさうりふさめたてまつりければ欽明天
皇もやむことを得たまひむさうば左之右之をさう

べしと宣ひける於是尾輿鎌子の二臣おのふさうとび
大勢の人夫をひきつれ小墾田の伽藍おのふせ手く
松明をもちて四方八表より火をうけて佛像經卷も
ともふ灰燼となさんと燔たてけるふ一光三尊の如来に
猛火の中ふまゝせざども尊容とてこゝも損じたまひむ
間浮檀金の御もぐへふ光明を赫奕と放ちたまへり
流石の尾輿もせんうゝつきて有司おまうしつけ件の
佛像と難波のほりにふながり棄水底ふろく沈め
ける

以上日本紀
帝王編年記

第十代 崇神天皇ハ神皇と云うちてもいひて
太神宮と建させたまふ神道の鼻祖なれどもこの御代ハ疫病
ありて人死するもの大半なること日本紀類聚國史小にたれど
疫病ハ當年のまじりあつて神のたかりあふと知るべし
愚按じる小類聚國史疫疾の巻小も 欽明帝の十三年及び
敏達帝十四年の疫病ハ曾ていふことを以て考れば尾輿鎌子乃
属が佛法破却のためハ疫病をまゝりてことゝいふなり日本紀
ハ其時の奏上とあるにたまふゆゑ疫病セーやふいふれども
類聚國史ハ載られざるハ疫病せざる證據なきや先賢の用心を注
ざるハ遺憾の事なり ○難波の堀江といふ大和國高市郡飛鳥
村の西豐浦寺のひがし飛鳥川ありこの川の西ハ入江ハ淵あり
ひろくして底ふろふかるがゆゑハ難波のうゝふなりとて

難波のほりといふも豊浦ともいふと法隆寺の舊記ふにたり
玉林抄ふもまろいりいふにたり大和巡覽記ふも高市郡
豊浦寺のひがし飛鳥川の西ハ難波の堀江あり攝津國東成郡
かも同名ありといふれども攝津の難波ふにたりといふは
淀川と云ふもの大川のことなり日本紀 仁徳天皇の十一年に
難波の宮の北なる郊原とほりてゑのくの水と引て西の海ハ
入るれと堀江といふとてなり帝王編年紀ふもいふ山崎川
うゝ通じるこれほりなりといふ



日本紀いさく是ふあいて天の風なく雲なくして
たももち大殿の火つけり云々

私あつたれい伽藍と燔くといふ佛像を流してたつたことを諸天
善神の瞋たふい天より火の雨あつてかく内裏をやさくしかり

帝王編年紀もこの日そくに雲なくして雨より火

災たももち天よりくどりて内裏をやくといひ

扶桑略記も寺を燔くといふ風雲なくして大殿の

火の災ありといへり

○まゝ水鏡もい寺を燔くといふ雲なくして

流布の水鏡
内裏やけ尾興
せむしといへり
今ハ史微いひれり
古本小

雨より内裏よりかの尾興の大連もくせあきと記され
たれば禁裏の炎上といふ尾興の大連も焼死たるあや又ハ
生かぐ鬼類小摺もれたるあやいづれも現罰逃れ
がくもて忽その身のうせたるぞねそろくといひ

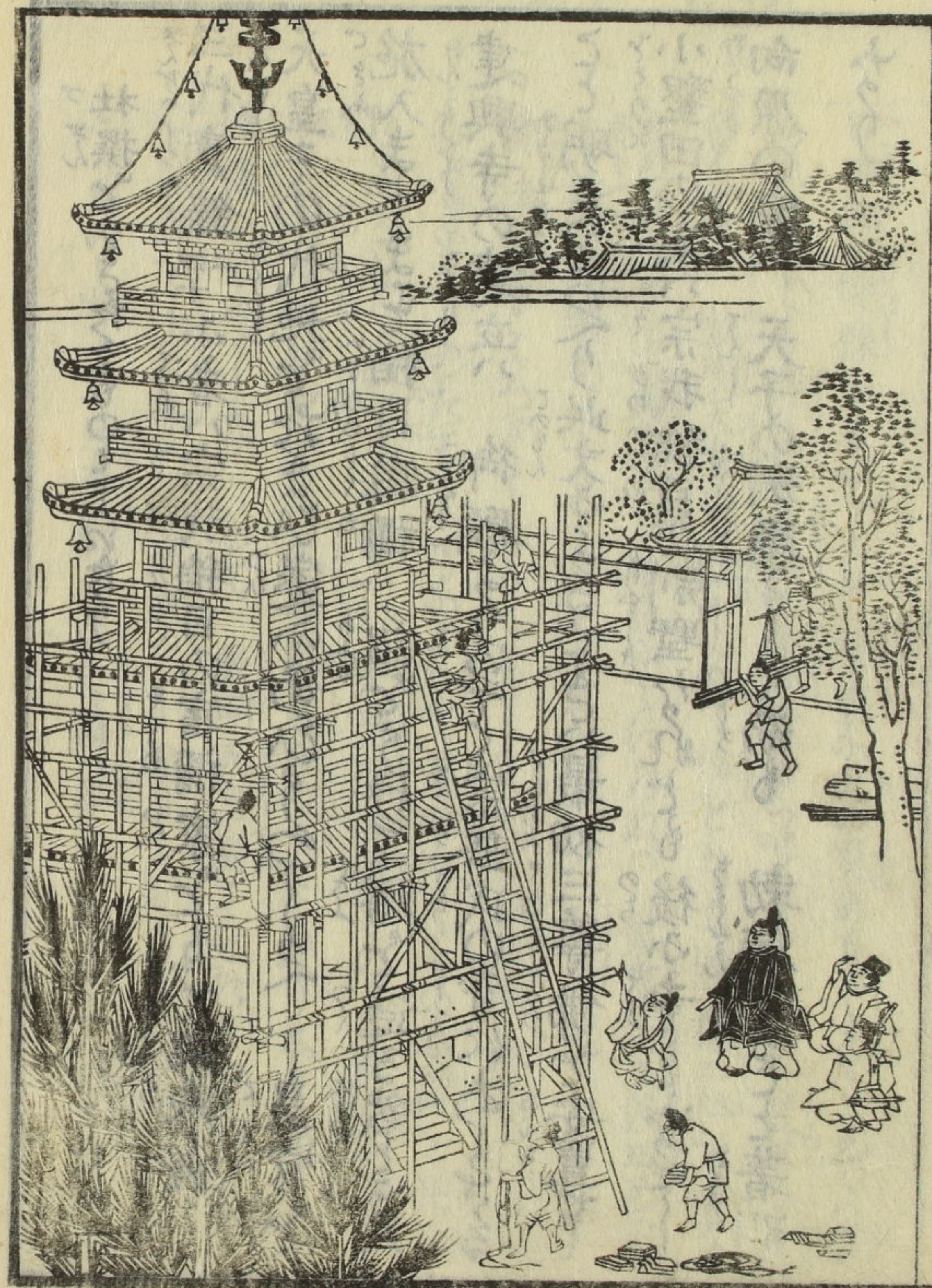
一本小尾興の大連いその後いくほどもなく大熱病を悩む七日七夜
もたぬくも終つて終られけるといへり此こと古より世のひ傳る
ところなれども國史の載られたるを正とせよ
○日本紀の大殿の
火つけりと和訓せし災の字ハ説文の災もと裁かつたり或ハ災小作る
天火なりとあり又公羊傳裏の九年小曷為ぞ或ハ災といひあるひ
火といふ大なるものを災といひ小なるものを火といふといへり



向原寺（小始
る三代實録
建興寺といへるも是
なり）

是日（このひ） 欽明天皇（きんめいてん） 孽臣（しやくしん） のためふ誣（い） られたまふことを深（ふか） く
悔（く） んぜたまひたりあへど難波（なんな） のほりいふ 勅使（ちくし） を
たてて一光三尊（いつくわんさんそん） の靈像（れいざう） とひらへしめ蘇我（そが） 我稻目（わいなめ） の大
臣（おみ） ふらび 詔（みことづかひ） ありて高市郡向原小寺（たけいちぐんむかうげんこじ） とたてて安置（あんち）
せしめたまひなほも又百濟國（ひやくせいこく） より道深法師等（だうしんほうしとう） の七人の
僧（そう） とめしめてこの如来（にやうらい） の供僧（くどう） とあまへり最初百濟國（さいしよひやくせいこく）
より佛像經卷（ぶつざうきやうけん） をしし奉（ほう） るといへどもいまだ出家（しゅけ） の
人（ひと） さらしむと此時（このとき） ふあつて我朝（わがとも） ふとめて佛法僧（ぶつぽうそう）
の三寶（さんぼう） そろひたまへり





この三代實録の書牘熟視るべし最初蕪我の稻目こが小墾田の
別墅小佛と安置せしゆゑそのとき其易地として向原の別殿と稻目
いたまひりたるを天皇その代地となすといひまゝその翌年
佛法御再興のときその向原小寺を建てさせたまふゆゑ遂小あひ
うつし易といへるなり

甲戌のとし 欽明帝の十五年小百濟國より曇慧法師等の九人
の僧とたりて去年よりつめぬる道深法師等の七人の
僧小代ること日本紀いふなり

元亨釋書卷十六 贊小曇慧道深の二僧ハコガ朝の如葉摩騰竺法
蘭なりといひ宜哉摩騰法蘭ハもろこし僧のそとめなりこと

もて先是日本僧なりとてとるべしとて一木を以て
百濟國より三尊佛の有りたる人として惠徳惠便の二人供奉せりと
かきたれども日本紀を按ずる小惠徳ハ 崇峻帝の元年今小惠定
の僧とて小佛舍利とてとるべしとて一人なり惠便ハ高麗
の人なりとも 敏達帝の十三年小惠徳とて播磨國より出たれば
二僧とも 欽明の御代の人なりとて

情以バこのときこの佛法ハ 欽明天皇と稻目大臣との
ありてあまねく海内におよびたまり 鞍部村主司馬
達等なりとて人々もあれども各ひとり 佛法を信ずる
のとなり

草堂の萱草の
堂より羅什三
藏の要覽なり

元亨釋書願雜 司馬達等ハもろこし梁の代の人なり 繼體天皇の
十六年小 皇朝より大和國高市郡坂田の原小草堂を建て佛像を
安置せしとき 日本いまだ佛法をたづねるゆゑ世人はとけと指て
異域の神といふなり

こゝ一光三尊の大慈大悲ふくくこの界の衆生を啓
とるふ天竺の境をいで慈嶺の雲をこけ遠く百濟の
湊をたづねて滄海の波をたのぎ漸く我 日本小来り
まゝもといへども此 邦の衆生いまだ濟度の機縁熟
せず乘へ尾輿鎌子の惡逆ふりてハ猛き炎小御肌と
こがし深き淵小御身をたづめたるふとるるに

欽明天皇の御信心よりて程なく佛法御再興ましく
 ければ四海いよく安穩ふして五穀まじく豊饒この
 時より二十年の後ふありて御治世三十二年辛卯の
 四月十五日小 天皇崩御ましくける
 神皇正統紀小 御と一八十一
 ○水鏡いよく 繼體天皇の御世に韓さうりひと
 ころて佛を持ちなりて宗めけひしうどその
 時の人韓去の神とわづけて佛とも知りまじく又
 世の中にもひろまり給ひとなりふきこの時代よりぞ世の
 ひと佛法といふことをまじりてめ侍りし云々

神皇正統紀
 卷之三
 天皇崩御

水鏡いもろころの人とのありてその名をいそむ扶桑略記に鞍部村主
 司馬達等の二人なりといり
 神皇正統紀にも此國ふ三寶の名を聞こといこの時ふと
 まる云々天皇聖徳よりて三寶を感ぜられけること
 いりされば 欽明天皇ハ 日本佛法の鼻祖なること
 あるべし

因ふに稲目大臣もこの前年庚寅の三月朔日小薨せり大臣の位に
 あること三十五年なり扶桑略記小行年六十五といり○姓氏録を按ずる
 小この大臣ハ武内宿禰の裔といはる延喜式神名小大和國高市郡宗
 我小座と宗我都比古の神社といり直也人なりぬことあるべし

嵯峨天皇の勅
 うりて萬多親王
 右大臣園人等姓
 氏録と撰む

あつるふ 欽明天皇かられたまひふりて此翌年

壬辰の四月三日 太王敷尊と 天日嗣の御位につけ

たてまつる三十一代 敏達天皇これなり

此帝 欽明天皇第二の皇子とて御母 石姫皇后ハ 宣化天皇の御女なり

然ハ 先帝欽明の聖代ハ百濟國より年々僧を

めづれて 帝ふく佛法ハ御歸依まさせどもその

頃ハ衆生の機縁いまだ熟せざるゆゑ佛法あまぬく世ハ

ひろまらざる漸く 敏達天皇の御代にいりて天下に

佛法を信ぶる人まあれども此 帝ハ佛法ハ御ころ

日本紀いさく
敏達天皇佛法
を信ぜむ文史を
愛したまふ

やまゆゑ今ハ百濟國より交代の僧もな一光三尊の靈

像ハ向原寺にありませどもたが蘓我の家ハ供養する

のとなり

敏達天皇の御時も百濟國より大別王の還きたる時律師禪師

の出家と佛工造寺の職人として 皇朝ハ獻るといへどもこの 帝ハ

佛法ハ御ころなさいゆゑ大別王よりハ寺をたて此人を

居かうれたり日本紀ハ難波の大別王寺におくといへるハこれなり

あつれども時の 天子佛法ハ御歸依なさいゆゑこの僧もほどなく

本國へかへりしとてこのうち 豐浦寺建立のとき諸國を

捜し索るふやうや高麗の惠便法師たぐ一人とのを得たる

こと日本紀ふりたり

用明天皇このま
常之皇子にて
ましまゆ多橘
豊日尊ともうし
とくまつ

かていらつるのせう佛法の弘通時節あらんやこに彌陀
觀音勢至の三尊今この日本小肉身と現じたまひ
勿躰なぐも阿彌陀如来いかりふ女の身となりて
用明天皇の御妃間人皇女とあられたまひ觀世音菩薩
いその御腹をかりて聖徳太子とあられたまひ大勢
至菩薩いまた太子の御妃膳大娘となりたまふ
日本紀いハ敏達天皇の皇女菟道貝鮪皇女と聖徳太子小嫁とあられ
ども人口膾炙とてともて今ハ諸寺の縁起ふる
かのごとく極樂浄土より三尊ひとく我日本に

この文ハこれと
まじ後弘法大
師寫しそつて世
かつてなひ也

出現まりくければ今いなる魔障も現ふことあらむと
津浦くまでも佛法繁昌の御代といかりぬれ偏ふ
一光三尊佛の大慈大悲神變不思議の加持力也即
聖徳太子御自筆の文河州磯長御廟の窟内あり曰
大慈大悲本誓願
是故方便從西方
我身救世觀世音
生育我身大悲母
眞如實相本一體
愍念衆生如一子
誕生片州興正法
定慧契女大勢至
西方教主彌陀尊
一體現三同一身

片域化縁亦已盡
為度末世諸衆生
遺留勝地此廟窟
過去七佛法輪處
一度衆詣離惡趣

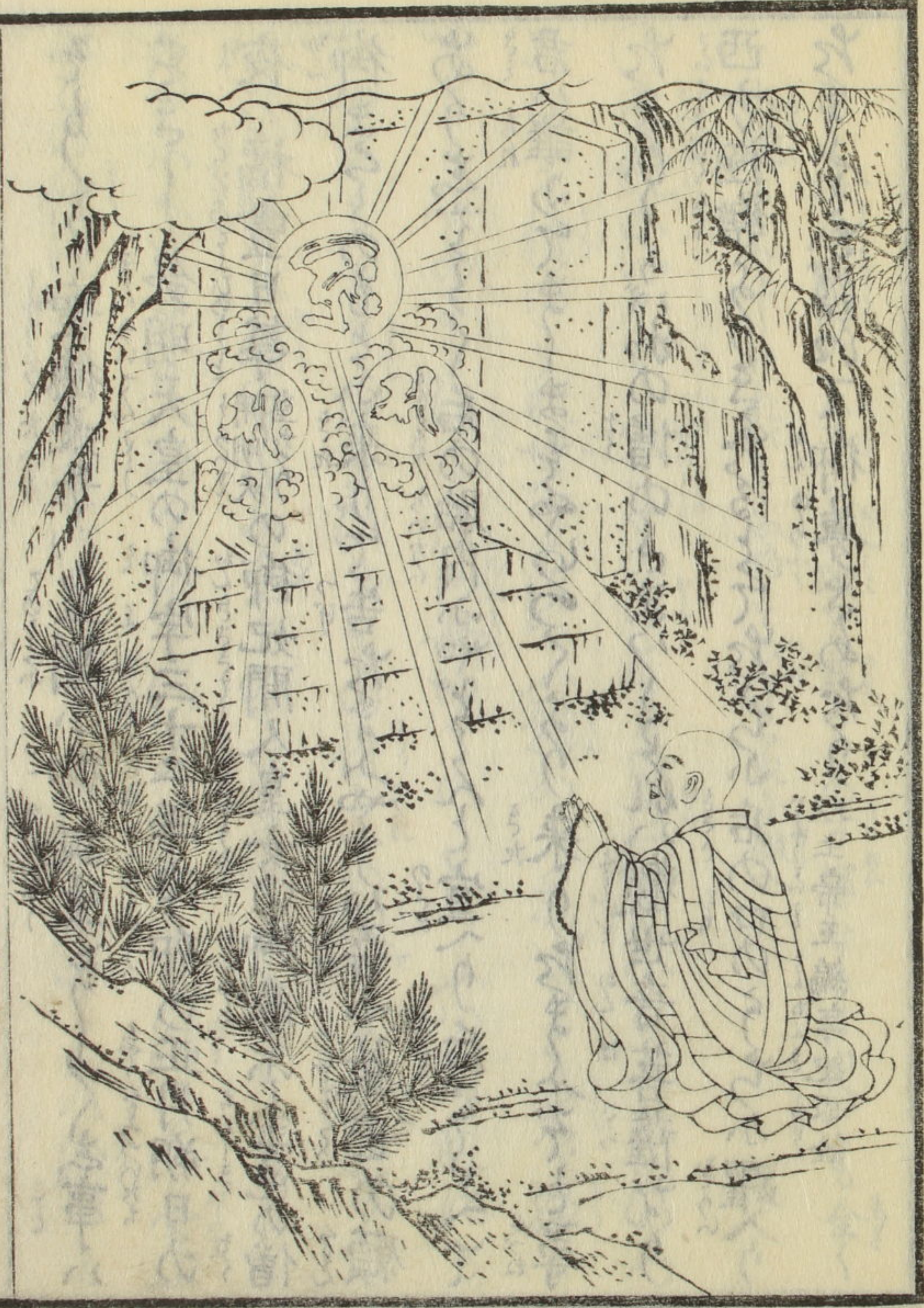
還歸西方我淨土
父母所生血肉身
三骨一廟三尊位
大乘相應功德地
決定往生極樂界

弘法大師の記文いづく遍照金剛空海一百日と期
して聖徳太子の御廟小衆詣と第九十六日の夜半小當
て御廟の洞のうち微妙音ありて大般若の理趣分を
誦たもふ其聲小應じて光明赫奕たり於是空海念

ふくくこの妙事い誰人の所為ぞ願く我小示したまへと
祈請たてもつるとき御廟の前小三の光明輪あつれ
その光の中小聲ありて告てのまゝ我これ救世觀
音の垂迹なり我むう極樂世界ありといへども
此邦の衆生を利益せんがため安樂とて穢土
をたれり我母これ我本師阿彌陀如來の化身なり我
妃女ハ勢至菩薩の和光なり三尊ひとく契と結て
生を和國くらけ若干の寺塔とて若干の僧尼と度と
事既小畢て淨土小還るといへどもかの三尊小擬て遺骨と

舜昌法印は圓
光大師の勅修傳
とくこく人なり
○安居といふ夏
の二季小引なり
修といふ人

三所なる母と中尊と我等脇士となると志め
たまふとも三の光輪忽ち彌陀觀音勢至の三尊と現れ
て勝鬘經等の大乘を唱たまふ爰小空海まのあつり
佛と見法とそくの力かりて第三の發光地を證と云
時弘仁元年秋八月十五日の夜半なりと記したまふ
以上弘法大師真蹟の文天台舜昌法印の述懷抄に引れらるる和解
して取詮うつと○まて葛城山高貴寺のつゝ小當初弘法大師
高貴寺のて一夏の安居をむとひ日く聖徳太子の御廟小まうて
たまふといへるも此とこの事なるべしいま小高貴寺の山麓小安居村
といへる里あるはその古跡なりとぞ



そもく 聖徳太子 皇朝小御誕生まじりく志事ハ
欽明天皇の御宇三十二年辛卯の正月朔日の
夜 橘豊日尊 用明天皇の御妃間人皇女の御夢小金色の僧
御まじりくのもとも来りて告たまふやうハ吾ハ救世の願
ありまじりく後の胎内ふやどんと宣へり后こゝて
君ハ誰ふてまゝまじりくやう来りたまふぞと尋
たまひしうぶかの僧のまじりくこれハ觀世音菩薩なり
西方極樂よりきたるとたまふ後の口のうちふ躍入り
たまふとおぼれて御夢さめたり 以上帝王編年紀取詮

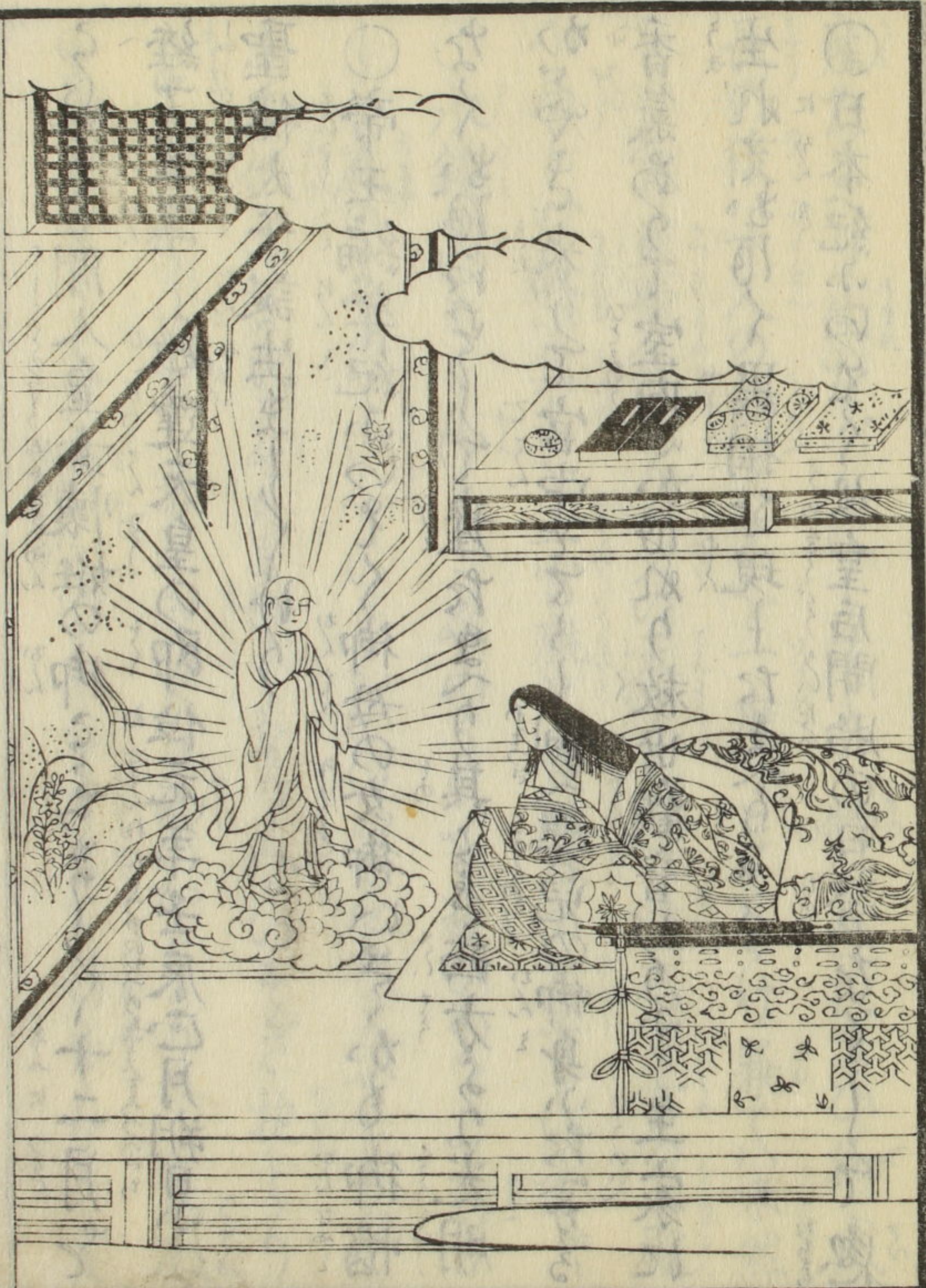
扶桑略記の太子の事蹟と載るもの丁寧なりといへども全く
水鏡よおなりけれバこふ略を以下これ小倣へ

○水鏡のいそく太子の母まじりくのはゆあふこがぬのら
まじりく候のそれせまじりく新ありまじりく君が後
やどんとまじりくは母あつてまじりくたれに
あつてまじりくたまひまじりくその候あハ救世まじりく
家いそれうあつてまじりくまじりくまじりく
たまひくまじりくはまじりくまじりくまじりく
みこの候けまじりくまじりくまじりくまじりく

はるしちてまつり給ひふまゝひて母のまゝと
入たまふおぼへておぼへて給ひたりふはのどふめ
ろろちちひてみたまひやう八月とまうし
まふそこのちちておのこまきい侍り云々

不空羅索經の第一觀世音菩薩うろろ身と變現して沙門の相をかりて
衆生を勸導し説たまへる經文こゝに符合せりこれを僧形の觀音と
いふ宜哉 聖徳太子は 日本僧寶のまゝめなるゆゑ豫この御姿
とあはれたまふと云々

不空羅索神變
眞言經三十卷
菩提流志の譯



られり間人皇女懷妊の御らちまへ十二月と
経て翌年敏達天皇の即位元年壬辰正月朔日
聖徳太子誕生まへりけり

○帝王編年紀いそく御母の女御いそくかも御惱
なくおぼいづて産たまへり其とき西方より光明
かぶき来りて宮中とて一乘へ嬰兒の御身たへむる
香氣ありて室内かほれり救世観音かりふ王家に
生れておほく異相を現したまへり云々
○日本紀いそく母皇后開胎の日労なくして忽

産たまへり生なむらにそく物いひたまひ御成
長の後十人の訴ることを一度かきつけ兼て未然
ともあり且聖智あり父の天皇これと愛みて宮の上殿
に居しむ故に其名と上宮麻戸豊聰耳の太子といふと云々
○水鏡いそく御母の女御いそくかも御惱
なくおぼいづて産たまへり其とき西方より光明
かぶき来りて宮中とて一乘へ嬰兒の御身たへむる
香氣ありて室内かほれり救世観音かりふ王家に
生れておほく異相を現したまへり云々
○日本紀いそく母皇后開胎の日労なくして忽

事のありさまをいひたまふまゝに内ひのこゝろ
 かやけり御門人ふたふかきとまづいふ人なりとぞ
 のこまりせし父の皇子を懐胎するといひたまふつ
 抱たまへりいふいふいふいふいふいふいふの月日と
 するまじきそのうつらうせ給ひたり一六宮のうち
 めもたもたもくとあはれいふいふいふいふいふ云々

聖徳ハ謚號なりども史傳ふかしくこの御名ともいひらる日本紀にも
 あかがめ太子とかさたまへり

○まゝ帝王編年紀ハ 聖徳太子の三生といふことを興て

天竺の勝鬘夫人 舎衛國波斯匿王の女

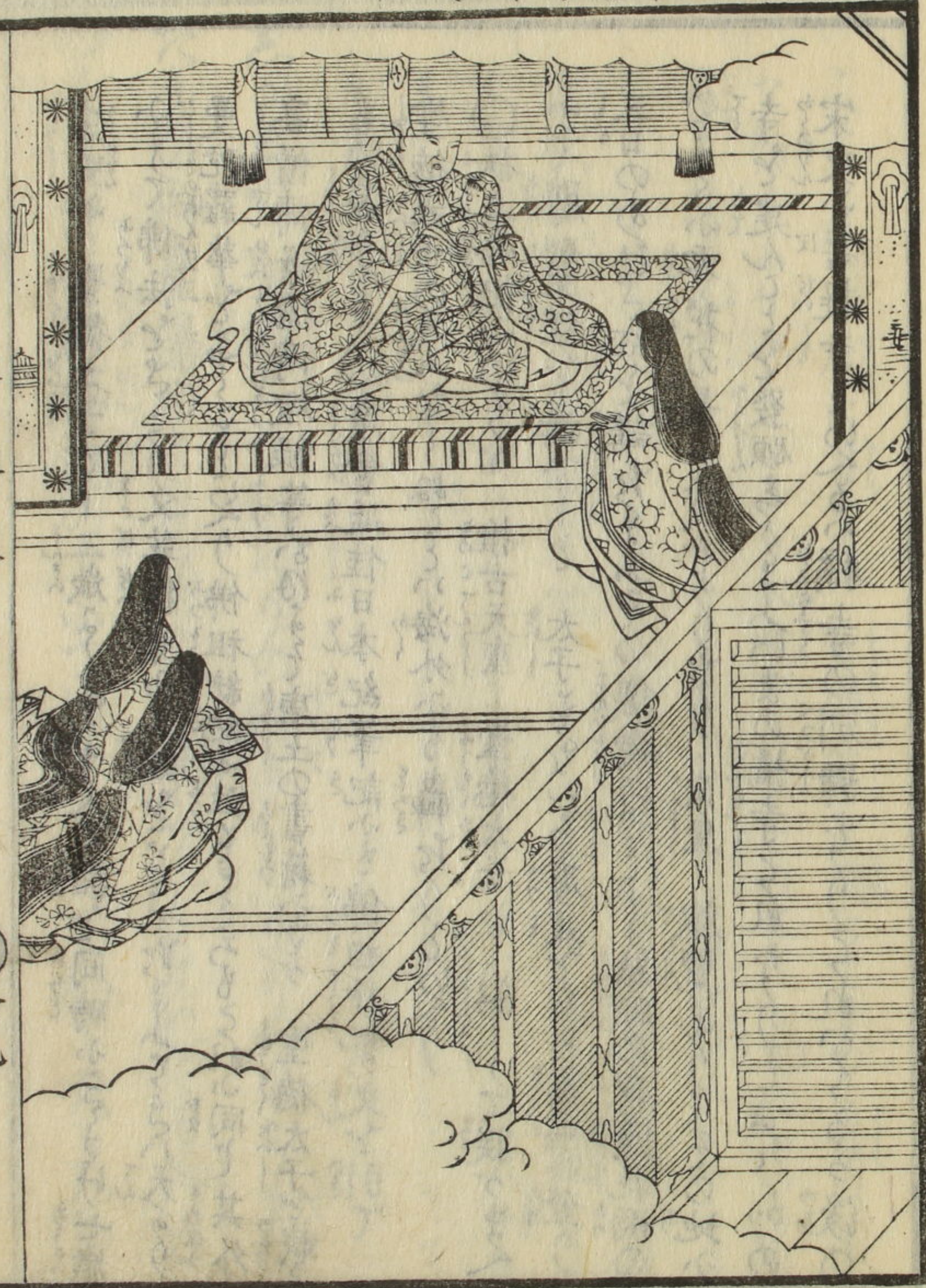
震旦の南岳の惠思禪師 法華の始祖 六根淨の人なり

日本あてハ 聖徳太子 用明天皇の長子 推古天皇の東宮なり

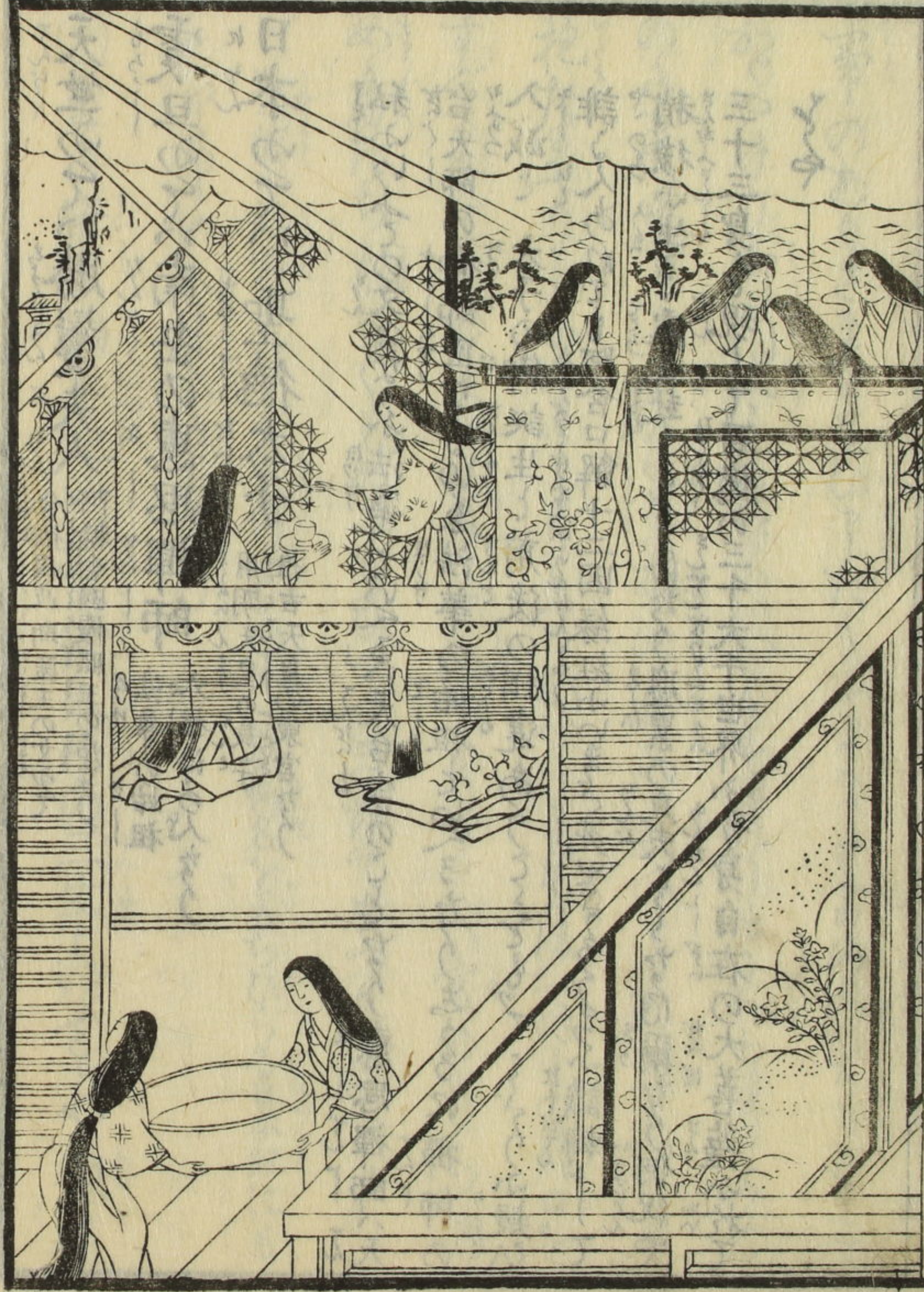
私にこの文のなほ法華といへる天台宗のことなり惠思禪師ハ天
 台大師の御師匠なるゆゑ法華の始祖といへるなりとるに禪師の
 入滅と太子の御誕生と前後の相違ありことどもていふ疑ひ
 誹人あれども阿含口解十二因縁經にいまぞ死せざるうち識轉して
 稍後小生る處と赴くこととわたり塵累の凡夫とてなるの爾なり何況や
 三十三身を現じて百億の三千大千世界ハ分身自在の大菩薩ハ於て
 とや

宋高僧傳の二六
 六學僧傳の二六
 神僧傳の八
 高僧摘要の三
 僧傳排韻の十四
 これらの書にもあて
 死をぬらふ女胎ハ
 やまし例なり

玉躰とあはれいふ
 かぬ画法なり
 昌為かぬこ
 かんやこの
 諸王かれは



如來傳卷三
 十九



如來傳卷三
 二十

宋史（の）の聖徳太子（の）三歳（の）より十人の語と同時（の）に七歳（の）より佛法ととり又菩提寺（の）に經ととりて八天（の）より曼陀羅華ととりて佛祖（の）の紀（の）に注（の）ととりて其外（の）高僧傳景德傳燈錄等（の）に唐土の書籍（の）に聖徳太子と載（の）もの甚多（の）○度會延佳日本紀筆記（の）も佛祖（の）の文と引（の）て聖徳太子の凡人（の）なりぬこと海外（の）にも轟（の）たりととり○扶桑略記（の）いさ推古天皇聖徳太子の詔（の）に朕がまゝて勝鬘經と講（の）べりと太子（の）もなり塵尾（の）もち高座（の）に登り三日のあひだ經と講（の）たふその儀僧のごとく結願（の）の夜蓮花雨のごとく雪花の長二三尺（の）なりなり天皇獻覽ありてその地（の）に寺と建（の）んことを發願（の）ありていまの橘寺（の）なりと云々かの宋史（の）の菩提寺ととりて橘寺の別歸（の）なりこれいさるう後の

ことなれども唐土の書（の）に聖徳太子を讃（の）たてまつる言のつぎなればこふ付記（の）○まゝ水鏡（の）の事をのせたる文のとりかゑその場（の）に記（の）して傍（の）りてその衣（の）とておぬに侍るものそのまのやうに二三人（の）なりなるをうりたりしやどいさるうの葛城山の仙人太子御說法の會上（の）にありて花のふりたるも現（の）たりと物（の）とてあけるものも筆（の）のつぎれことなれば予もまゝその書（の）をとりて太子のまゝし世（の）のあひ奉るものとしてそごろ袖（の）とて溼（の）けるまゝうさくたのまゝうるふ聖徳太子ひだりの御手（の）をふざりながら生れたまひ御産湯のときひさき奉らんとされども御力つよくあて左の御乳の下（の）につけてさたかたたまひて

御孀母たちこれなん御生つとなんうとなげき一處
 その翌年二月十五日の曙東ふむひそめて左の御拳
 とひくま合掌て南無佛なむぶつと唱へたまふこのとき
 左の御手のうちより釋迦如來の御舍利をいづこ
 たまへり今この世までも大和國法隆寺第一の寶物にて
 上宮王院小安置し南無佛の舍利といへり
 ○神皇正統紀ふいとくすれたまひしよりまことの瑞
 ありたぐ人ふまゝまづばゆきとにぞうりたまひしが二葉
 みて東ふむとて南無佛とてひくきたまひしうば一の

御舍利ハ白色
 なるれども黒點の
 ちひかりなき
 ちひかりなき
 ちひかりなき
 ちひかりなき

舍利ありとて佛法依布のちあふ権化さるることを疑ひ
 かり佛舍利ハ今ふ大倭の法隆寺ふあがめなる云々
 この御舍利ハそのむろ天竺波斯匿王の御女子勝鬘夫人のさづり
 たまふ處あり太子の本地ハ觀世音菩薩なれども近くハ勝鬘夫人
 の再誕なるゆゑ胎内よりこの舍利を握りて生じたまふなり
 大さ小豆許ふく白色なり毎月朔日より舍利の中ふ一點づ
 分身つとて十五日ハ十五點となりまゝ十六日より日ハ一點
 と減じて晦日ハその點とくく減滅と太子御誕生より一
 千二百餘年一日も變異なく實ハ如來生身の尊體とて生あるもの
 ちひかり盛なるものハ終つてゐるの理と末の世の我等小現り
 ためたまふもの毎日午の時舍利堂の南の椽にいづこ諸人に

越前守大江の雅致の女おとめと和泉守たちわづみのかみたちの道貞の妻みちさだのつまはゆる夫の守名もりなをとりて和泉式部とよ

ちうく拜まがせしむこのとき上宮王院の鐘と七つ撞つてあうせと俗ぞくふ七つがぬといふ和泉式部のううこ

なむあつたの舍利しやりをいづる七つがぬひうもさぞな今も雙調さうてう

○又太子たいしのそなへたまふ南無佛なむぶつふ古来三義のつゝへありて

天王寺てんわうじふ一切の諸佛しよぶつといひ法隆寺ほつりゆうじふ釋迦しやくぢあといひ橘寺たちばなじにハ

彌陀みだといへりいま按おざるふ太子たいしハ日本諸宗の祖師そしなれば一切の

諸佛しよぶつと禮らいしたまふといふ天王寺てんわうじのつゝへ至當しとうの論ろんなれども時ハ

二月にがつの十五日ごじふごにち如來涅槃にぱんの日ひふ當りて掌中てのちゆうより出いたまふ釋迦しやくぢあの

御舍利みしやりなれば豈餘佛あまのよるぶつなんやといふ法隆寺ほつりゆうじの義ぎもどもとぞれ

たりともとぞれども太子たいしハ觀音くわんおんの御化身ごけしんなればまづ本師ほんしの彌陀みだと

となへたまふといふ橘寺たちばなじの相傳さうでんとく末法まっぽうの時機ときハ契けり天台

大師だいしの十疑論じゆぎろんハ隨願往生經ずいがんおうじやうきやうを引ひてこの界かいの衆生しゆじやうハ心濁亂しんじやくらんなる

ゆゑ偏ひとへふ西方さいほう一佛いつぶつの淨土じやうどと念ねんじへ專心せんしん一境いつきやうなるともハ往生おうじやうと

得えやと一ひとへ乃至乃至阿彌陀佛あみだぶつと念ねんじへ一切いつしやうの諸佛しよぶつと

念ねんじへなりとのこまひまま阿彌陀佛あみだぶつとこの界かいの濁惡じやくあくの衆生しゆじやう

といひと一ひとへ因縁いんえんありともあめりたまへり宜哉なほ珍海しんかいの決定往生けつじやうおうじやう

集しゆふ教法けうぽうのそめてつゝる日彌陀にちみだの靈像れいざうとやくここ來きたると

ありてほとけハおほくままませども最初さいしゆ日本にっぽんふ來りたまふハ

彌陀みだの三尊さんそん善光寺ぜんくわうじ如來にがひ經卷きやうまきあまままませども三部經さんぶきやうその始はじハ

元祖げんそたる聖德太子しやうとくたいしまづ彌陀みだとそなへたまふといへるも由ある哉や

○或人あるひといそいそ先是せんぜまづ佛ぶつ法ぽうあり何ぞ太子たいしと佛法ぶつぽうの濫觴らんさうとする

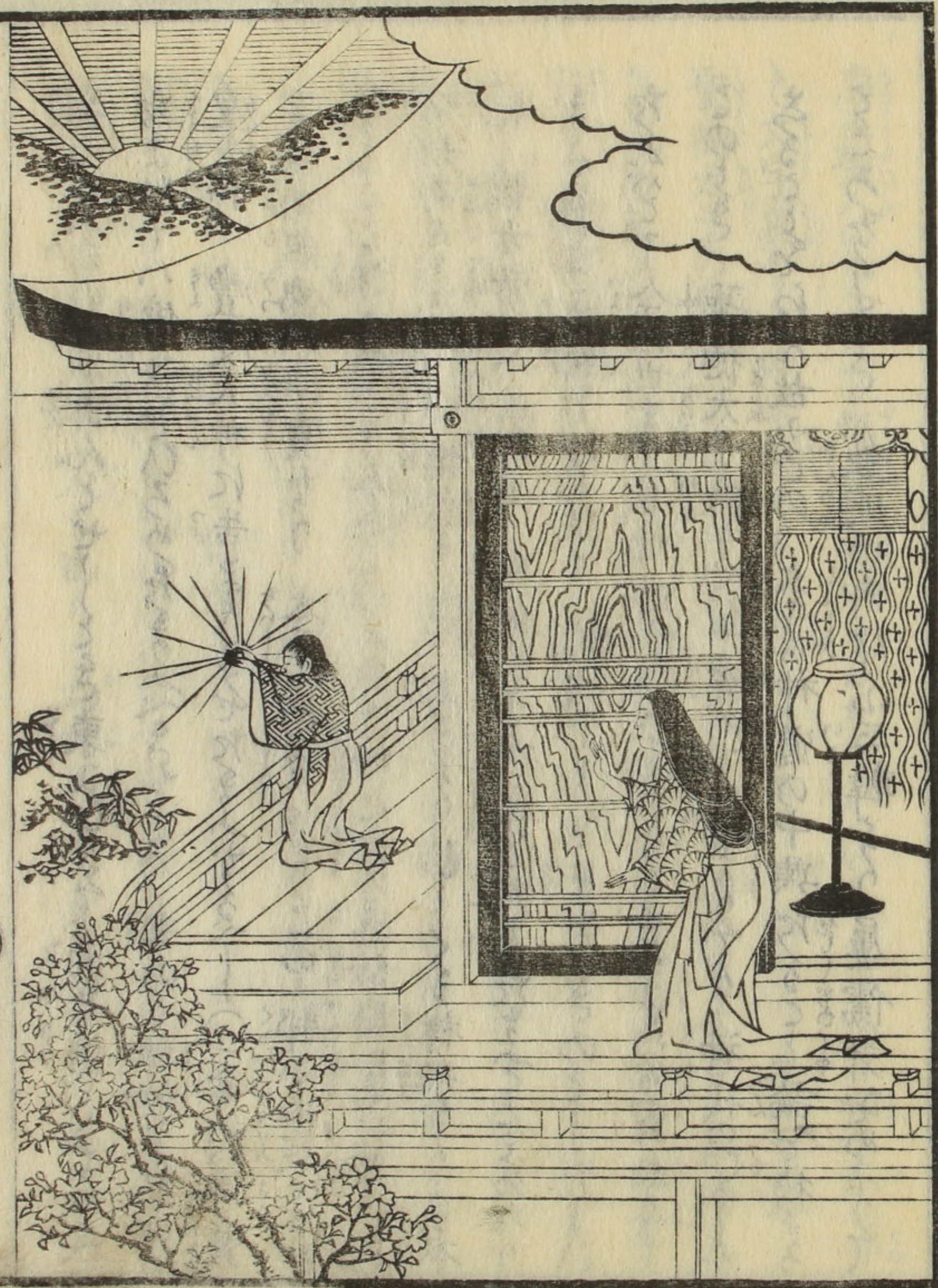
や答こたへ太子たいしより以前いぜんハ或ある興きやうりあるひハ廢ふしれなんて續つづくこと多し

加旃かぢん太子たいしの御德みとくハあまままま佛ぶつ法ぽういいづいるいまの世よふつたへる

決定往生集けつじやうおうじやうしゆ經論きやうろんの中なより往生おうじやう淨土じやうどの明文めいぶんと集しゆ決定けつじやうの信しんと成なりぜまむの書かきなり保延五年へいえんごねんの奥書おくしよあり

後柏原帝御製
かきこゝな法の初
のなとて難
波の寺いさるの
世までい
柏玉集より

ことをせんや水鏡も太子せにいでたまはざらまうばくまうり
くまのいりてなぐく佛法の名字をさうぬめふてぞあふしと
りりてを以て太子と日本佛法最初の祖師とも例せば 欽明
の聖代の向原寺あり 敏達御宇小豊浦寺ありあらねども天王寺
もて佛法最初の伽藍とも或人も問 聖徳太子俗跡なり
何ぞ僧實ともいふや答修多羅心の出家あり身の出家あり僧形と
たふして俗跡と賤むる小乗の儀なり大乘の心と主として
相といふと天竺の徳光論師の兜率天にいり彌勒菩薩の御髪あり
て天冠を戴たまふを見て我の僧形なり何ぞ在家の容と禮とせざる
とて其まき歸りたまふこと佛祖統紀に記さるなりこれ小乗偏念の致
とてふして大乘甚深の事をさうさるなりいま子が 聖徳太子と
難ざるもさう此謂乎



天の眞鈴賢聖
の飄のこゝろ
傳曆補註と見
る

私小の日の将小出んとせしと東より南無佛とて
おまひいハ佛法をひろめたまふべきとこの邦の祖神
皇太神 豐受大神に告まうさせたまふなるべし
なり南無佛ハ法寶なり 太子ハ僧寶なりこの邦ハ大乘盛ん
なること豫このときかあられたる加天之眞鈴賢聖の飄のこ
瑞相ありハ神道儒道もこの太子よりひくくる祥兆なり日本
紀 推古帝の十五年ハ 聖徳太子神道と興したることなり
まゝ舊事本紀をひいて 神代のことと筆ふるものなり
たればこそ今の世も神道のたふさぐこともつくりたれも
このとき 聖徳太子微りて千載の下何なりて 神代のひくを
あることをけん故ふこの太子ハ神道の中興たること論を待る
ところなりと 欽明の御宇ハ三韓より屢儒者をめりて

神代の文字ハ入
鹿のいふ灰滅
て今ハ 近世神
字といふの恐
ハハつたなり
○應神の御代ハ
免道稚郎子皇
子と典籍と誦
こと日本紀ハ
どもその最
がれハ太祖といひ
○帝王編年紀ハ
この御代ハ
ハ論語と千字
文なりといへり

唐土聖人のをく群臣小學バめたるものなり
と文字異なるゆを輒くその道小達なる人稀なりとるに
聖徳太子の發明をもつてつひハ儒典の 皇朝ハひろまることを得り
くるがゆゑハ日本紀慶長本神代卷の跋ハ清原の朝臣國賢勅本を
引て 應神天皇よりこの異國の經典ハゆるくることなり
その義と解する人なりといふ三百餘年を歴たりとるが
聖徳太子創て漢字を以て 神代の文字の傳ハ付たまひより
以降そのとく普く海内ハおまふ至聖ハあはれて誰うあて
この緯をなさんやといふこの文ハうるともハ 聖徳太子と日本
文字の大祖ともいふハ 按ざるハ日本ハ武ハ盛んハ
文道ハくくしゆ左の罪ハあはざるも死をたまひ或ハ
讒言ハいのちを失ふ人もあり 雄略天皇とまうし、帝ハ御ころ

本草の薯蓣ハ山芋ナリト云フ然レイマハ山藥自然生ノコトナリ

たけくもておほくの人とこゝろたまひ中ふも池津姫罪ありといへども
四の支と木の枝のさうつけて焼ころたまふなど國民あるひ怖て
大惡天皇とまうしたてまつる凡この御代つゝなうして死するもの
おほくもて 武烈天皇ハさう女のをとを剣ころして其子とひこ
いひて慰たまひあるひ人の指甲をぬきて薯蓣とほろせ或ハ
人を木に登らせおきて弓をもて射かしてさうひある時ハ人を
水にいれて鋒つて刺ころとこころとあさふやどあさふ夕の
あさふ人をなやま一殺とたのしとあさふこと日本紀水鏡等ハ
さうさうされどもそのころハ法令ふも疎くりゆゑ諫争る臣も
なうりしなうん神皇正統紀ハこの國ハひうりさう人さうなうに
してやほをさうりいひハ法令さうもさださうとさういれども
たまふ惡王の出させたまふともハ法令やうもてハ下とあて如何

てもさうさうやうさうさうさう 聖德太子此邦ハいであさひて
内典と外典とのふくさ旨とてりてつゞやうふ十七箇條の憲法を作り
たまひさう 日本永世の掟この時さださう上と扶け下と慙
さうこと實ハ天下萬民の父母なり加旃 日本ハの風俗さうさう
剛毅木訥さうて禮法ハ疎くりさ 聖德太子出たまひて衣冠を制し
禮樂をさうて武器とあつたあつて國家の完固と諸國に
池とほろせて早魃したうり諸所ハ大溝とさうがらて水難の憂と
のさうさうゆゑ天下ハ洪水旱魃の禍なく萬民豐饒の上奏ある
こと國史ハ分明なり凡この邦ハ生とさうけるものたれ 聖德太
子の鴻恩をさうむさうんやさうるハ世の人おほくハ太子ハ佛法を
のさう弘めたさうさうも入るハ本朝の史傳とさうるゆゑなりとて
太子の薨させたまふとも諸王諸臣さうび天下の百姓さうも父母に

こころがごとく愛兒とてうゝやふごとくふちもひ鹽酢の口ふあるとも
 かのめと哭泣の聲ちまふひき耕夫いたぐとやめ春女は杵とて
 日月ひくるとうゝやひ天地既くづる今より後たれとたのまんと
 かづひとてこと日本紀にたり凡日本ひけしより以来天下の
 萬民聖徳太子と慕ひしほどのこと外ふあるまじき神皇正統紀水
 鏡等にも太子のかられたまふこと御門とてめ奉り天下の人
 哀とてしとてうゝこと父母を喪ひたるごとくとり又扶桑略記
 か太子薨御の後諸國の百姓遠くきたりて墓をめぐり叫哭と
 りり宜哉一千二百有余年の今ふりても牧童謡婦の物とてぬもの
 もても何となくこの太子と慕ひ奉る内鑑冷然としてその恩澤の斷
 ざるゆゑなり士農工商のこゝろ殊なりといどもこゝろ斯太子より
 ひけられぬ實に日本中興の祖宗なりこのゆゑ

神璽寶劔内侍
 所と俗三種の
 神儀といふ

應神天皇ハ
 八幡の御なり

天照皇太神宮 八幡大菩薩 聖徳皇太子ハ 日本三聖と崇べ
 これ神皇正統紀の取意なり既小の書小三種の神器と舉て後ハ
 萬象を照る不見形を畏の姿ありれどもいふことなりその姿小
 ちとて感念とてとてこれとて直の本源なり玉の末の音順
 と漁とも慈然の本源なり劔ハ利決りて使とて智恵の本源
 なり中にも鏡とて宗廟の正神と仰がれはる八幡八明と名と
 せり乃至日が神大日の靈なりませば明徳を以て照臨たまふ中略
 魚とてこと網の一目ふするわれと衆目の力なけれをこれとて
 かて應神天皇の時代より儒書とひらめけれ聖徳太子の時より
 釋教よりふちとて是は権化の神聖とてませば天照太神の
 身とてけり吾國の身とてひらめふちとてませば天照太神の
 まて宗廟社稷やとてするハ八幡の真慮なりとていふたれバ

八幡大菩薩の御徳ハ上つてぬとて

皇基とまのせなふことあづる寶劔の徳と具して智慧の相

ありされ大勢至菩薩の威力ふひと聖徳太子の御徳ハ下流れて

天下の人あふごとと日のごとつてこと雲のごとと同一書載れ

たれはれ神聖の徳と具して慈悲の相とあり觀世音菩薩の本

尊とありたふなり中尊の阿彌陀如來ハ盡十方無尋の光明とて

一切善惡の凡夫とてつとて攝取たふこと宛も明鏡の萬象とつと

小障とてつとて是とて考ふればこの日本ハ神代のむろ

より彌陀觀音勢至の三尊よりけ御縁深くもまふことと

とるべしといふんや

百王の今ふりても天日嗣の御位と禪らせたまふハ慈眼視

衆生の經文と御相傳ありとや

無尋光阿彌陀經云たふ四無量の隨一なり

十の百ふあひ窮たふと百王といふ神皇正統紀

因ふり八幡大菩薩この界ふあられたるハ欽明天皇

の三十二年辛卯豐前國宇佐郡小三歳の小兒に現れ

たまひて我はこれ人皇十六代譽田天皇廣幡八幡磨

なり我名と護國靈驗威神大自在王菩薩といふと

宣ひこと編年集成ふたり水鏡扶桑略記帝王編

年紀等ふもこれと載らる又神皇正統紀ハ欽明天皇の

御代ふとめて神とあられて筑紫の他後の國夏取

の地といふたふあられたるは後國宇佐の宮に

あづまりたまひが聖武天皇東大寺と建立の後巡

普通に通途と云ふ
小同し源氏の空蟬
小なると訓せり

天平勝寶元年
八幡宮の祢宜小
大神の姓をたづ
古訓い大神と云

たたまふと云ふ一 託宣ありき依之威儀と云ふのへて
迎へやと云ふ

この神皇正統紀の文普通といふことばは八幡大神東大
寺を拜とたまふと云ふ御託宣ありけるゆゑ參議石川の年足侍
役藤原の魚名等と勅使としてむかへたまふこと小於て宇佐
八幡の禰宜の女大神の杜女といふもの忝くも八幡大神の御正躰を守
たてまつりて東大寺を拜とこの日 今上皇帝 大上天皇 光明皇后
も同く東大寺小行幸ましくて五千人の僧と請て禮佛誦經ありし
こと續日本紀および編年集成等小むたりこの文とひとあやせ
るるべし

まゝ神託ありて佛出家の義ありきやうて彼寺小勅使

行教ハ武内宿
稱十九代紀魚
彌の二男なり

神皇正統紀に
示と云ふことハ
後人の寫誤也今ハ
公事根源と云ふ
○釋書ニ得道
以來不動性云々

なるるされど勅使などハ宇佐とまありき清和の内時
大あ寺の僧行教宇佐小まうてたり小勅使告ありて
今の男山小うつりまゝいふ來行幸もな勢も石清水
にあり一代一度宇佐へも勅使をなする天照大神のまふ
たゞび二所の宗廟とて八幡とあやと云ふことと云ふこと
此事なり八幡と云ふ名ハ佛託宣小
得道來不動法性
皆ハ解脱苦衆生
故號八幡大菩薩
と告たまへりまゝハ亦ハ八色の幡と云ふ事あり密教

のなりし西方阿彌陀の三昧耶形なり其ゆゑなりけり
 釈尊の阿彌陀の形なりてその形を授けり光明の衆生
 の上よりつゞせましくけるを頂戴して男山に安置し
 けるを神の本地といふなりけりぬたぐひ多
 けれど大菩薩の密法にむづろあきかたなる證據
 ありまじきなりけり靈驗ありて法華經と説き
 志めたまひて阿彌陀なりとも大自在菩薩なりとも
 宣旨に中にも八心の幡をたて八方の衆生を度
 済めし能くありてつゞまざるを記されり

入上神皇
 正統紀

日本紀略十一卷
 舊史の抄書也
 光孝天皇より
 後一條院の
 御代

水鏡ハ化生を他
 生より後人の
 寫誤なりハ
 扶桑略記より
 あらむ

公事根源のせたまふところも全くこの文小同じま日本紀
 略村上の御卷の宇佐と石清水ハ法服をたてまつりたまふ
 例なりとあるも御出家の儀ありしゆゑとあるなり水鏡
 にいそく極武天皇の御宇に宇佐の宮に宣旨ありて其
 皇勅のなすハ其の果ハ化生して方便とめぐるし衆生を導く
 名と大自在菩薩とありてそのまじきなりけり
 なりといふ又帝王編年紀ハ幡大菩薩告てのまじき
 され汝ともいふやこのぼりて王城を守護せし
 として彌陀三尊の御姿ありて行教法師の袈裟の

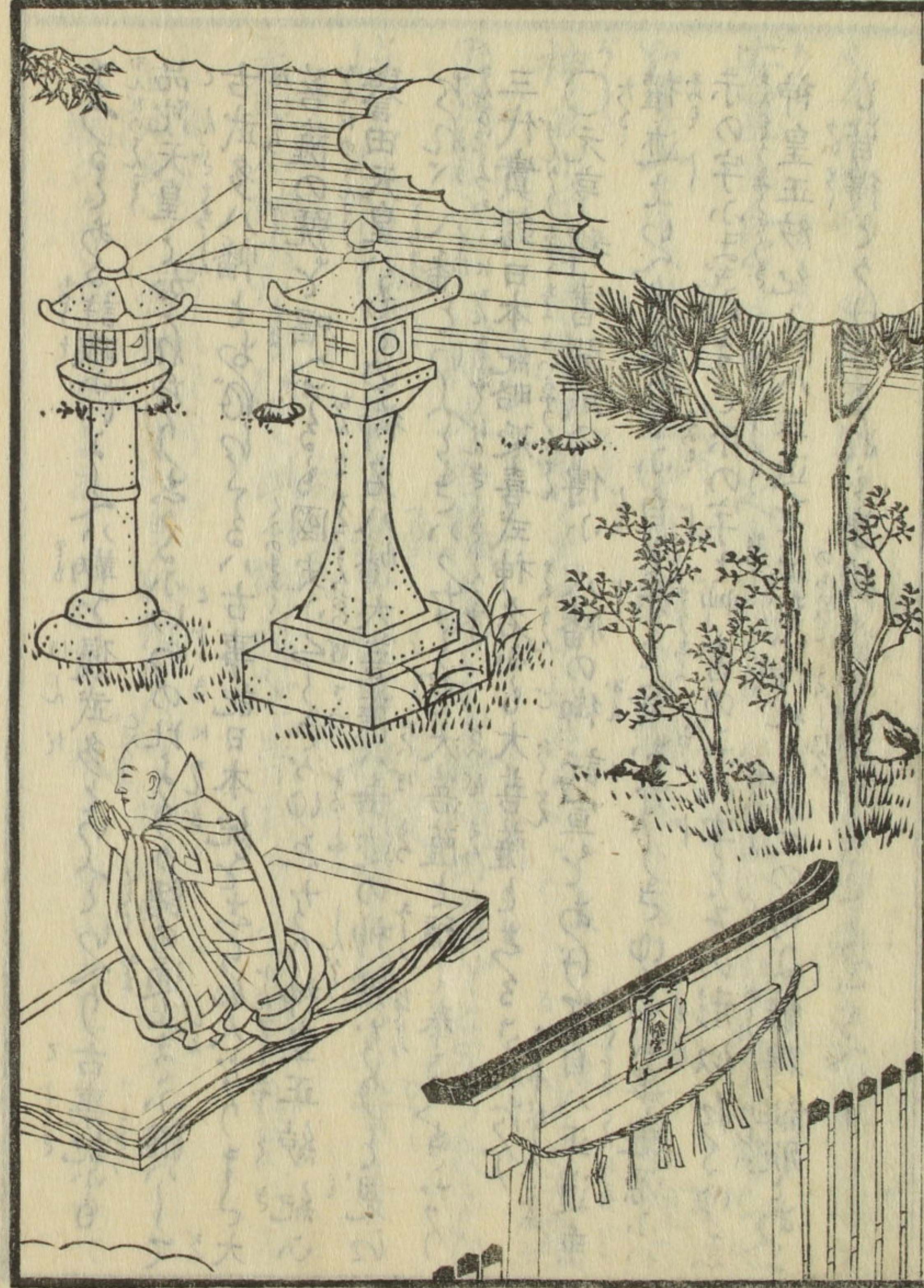
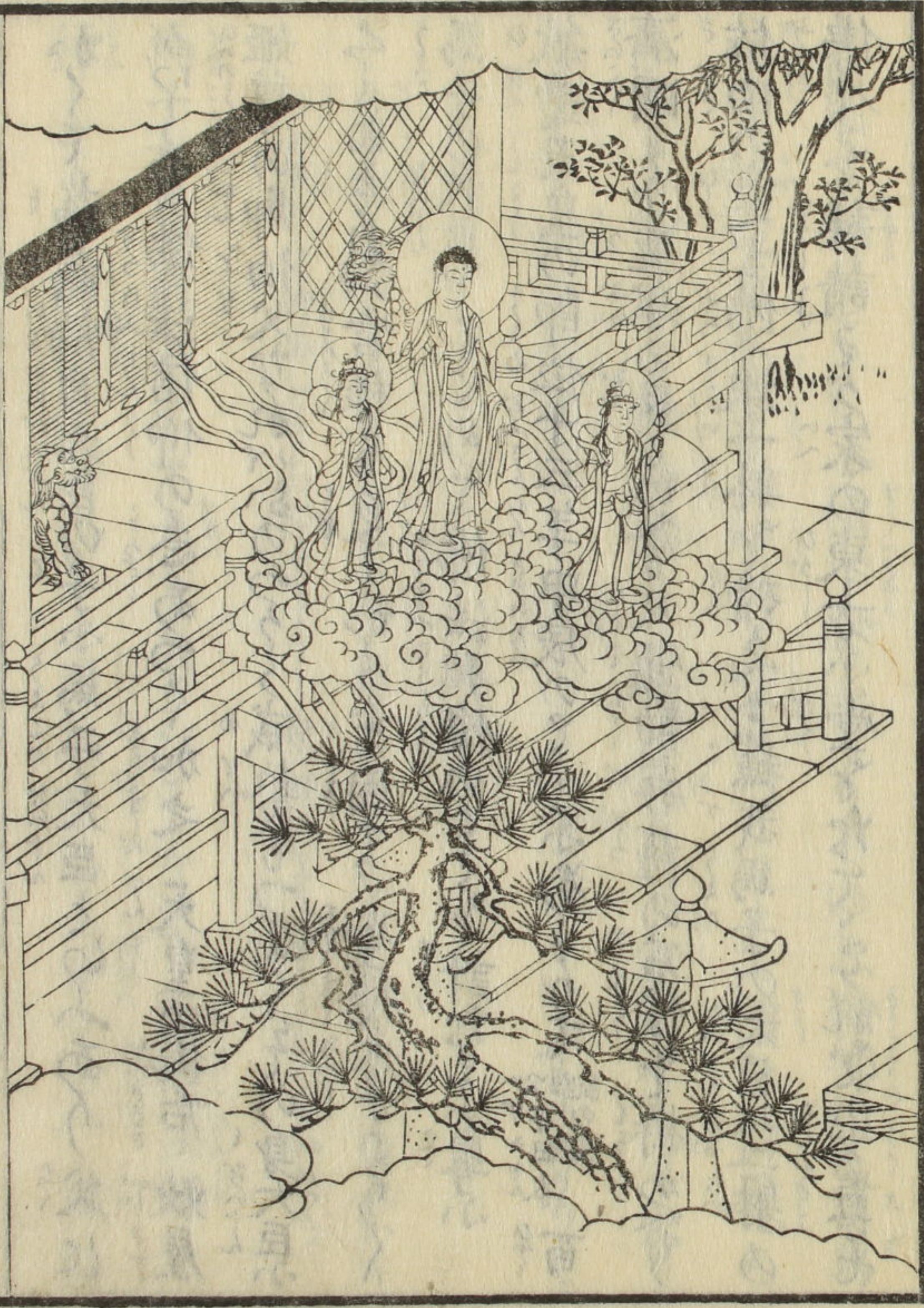
公事根源三卷
一條禪關兼良公
の撰なり二十歳
の時一紙の書
をも披きしと
かきせしと云

うへふつせなまひけり故の石清水の神殿ハ極樂三尊を
安置したてまつるといり凡この菩薩の皇朝と守らせ
たまふことハ養老年中異國より襲来とてハ幡大菩薩の
神力をてたやよく敵とありぞけたまひ
の逆亂ハ幡大菩薩も将門の首ととりたまひ
ける
天照太神小なりびて此御神を崇たまふも實の由ある
日本紀ハ應神天皇うまれたまひて御腕の上肉高くあつたり
て軀のうちに自然とありたり故に譽田天皇と名づけたま

慶安の王代一覽
軀といハ今の筋
ことなり筋ハ天
盛の器なりと
りり

開成皇子ハ皇胤
圖ハ文武の御子
聖武の御弟とい
釋書ハ光仁の御
子桓武の御兄と
りり

まづある註疏いふハ軀と褒武多とつてりり古事記ハ
品陀天皇とされたりあるハいつの比より語の通ふハ混ハ
古武多ハ幡とおぼゆるハ古事記日本紀とある人なり大
菩薩の號と唱へざるも國史ハさきさきゆゑなり神皇正統紀ハ
譽田天皇ハもその御名ハ幡大菩薩ハ垂迹の神號なりと見
ればハ幡といふときハ幡とて大菩薩と稱し奉るべきなり
三代實録日本紀略延喜式神名ハ大菩薩とあるされたり
○元亨釋書開成の傳ハ幡の御託宣とあげて自ハ正道垂
權迹といりあるハ自と示と音かなづきゆゑハ公事根源ハ
示の字ハまづれす示の字と艸書の示の字とその形似たるゆゑ
神皇正統紀ハハ正道と示むハ作れり第三の句ハ能得解脫とあ
も皆得とくけりこれハ後人の寫誤なることとあるべし



日本紀いさ
大臣馬子いさなり
武略あり又辯才
あり三寶を恭
敬せ

かくて蘇我稻目大臣の子小馬子大臣といふあり父に
うけつゝ佛法信仰の志あつゝ加之 天皇の御后 炊屋
姫尊の御伯父なればかのつゝ威勢もつゝその身大臣
くゝめられバ官祿も乏しかりし因て 聖徳太子より
馬子の大臣とせめて佛法興隆のことと計なすふ粵ふ
敏達天皇の即位十三年甲辰のこゝふあつて
濟國より鹿深の臣といへる人彌勒菩薩の石像を持かり
佐伯の連も佛像一軀を持へる蘇我馬子の大臣此二軀の
佛像を拜請し家いへの東方小堂だうをたてこれと安置と

達等といふ名也
氷田等も
くハ氷田のい
とハ氷田のい
例ハ嵯峨天
皇の曾孫ハも
参議等とて
あり百人一首の
一人ハ浅ぢハ
の歌とあり

このとき都みやこのうちに僧一人もなかりしゆを鞍部村主司馬
達等池邊直氷田等の四人と四方つゝて僧を訪問め
とむるふやや播磨國より僧そう小似たる人あると伴つれたり
その名を問ふ高麗國より渡りける惠便といふものなりと
こゝへたり

元亨釋書勸すすふこのとき 日本の人僧といふことをもちゝるゆゑかく
俗ぞくか混まじりて時節とまらぬるやう 惠便ゑべんのまうせしこととわたり

馬子大臣これとて大かゝるこびとなりし惠便法師を
拜して日ひが師匠とあがめし司馬達等の女小十一歳に

せられる嶋といへると恵便法師の弟子として尼とて名を
 善信尼とあつたあまゝ二人の尼ひそりハ漢人夜菩がむとあ
 豊女名と禪藏尼といふ又ひとりハ錦織の壺が娘石女
 名と慧善尼といふこの三人と出家せしめ氷田直と司馬達
 等といふ預かゝて馬子大臣つねふ衣食と供養せりこれ
 日本ゆて尼の權興なり

愚按むる小上の丈氷田氏ハその名と関せりいまこゝに至て氷田直と
 かゝたるハ池邊の寫誤たるべし

まゝこのとき石川の宅ふも佛殿を建立せりこれより佛法

漸次ニ世ハひろまるといへり 以上日本紀

○水鏡といふも百濟國より石をてつくりし縁勒と
 といふなりしと藤原馬子の大臣ををつくりてとて
 なるといふ元興寺におりしも佛なりといふ

大和志小石川の精舎ハ高市郡石川村あり本明寺なりび小石の
 塔の一丈をうりたるも猶存といへり

ころ小一光三尊佛ハ今善光寺 其の初 欽明天皇の
 御代ハこの邦へよりなまゝといへども尾興鎌子の
 惡逆よりうてほどなく難波のほりには棄られたるい

この像ハ碼頭石
 かり埃囊抄ハ
 太秦廣隆寺に在
 といへり

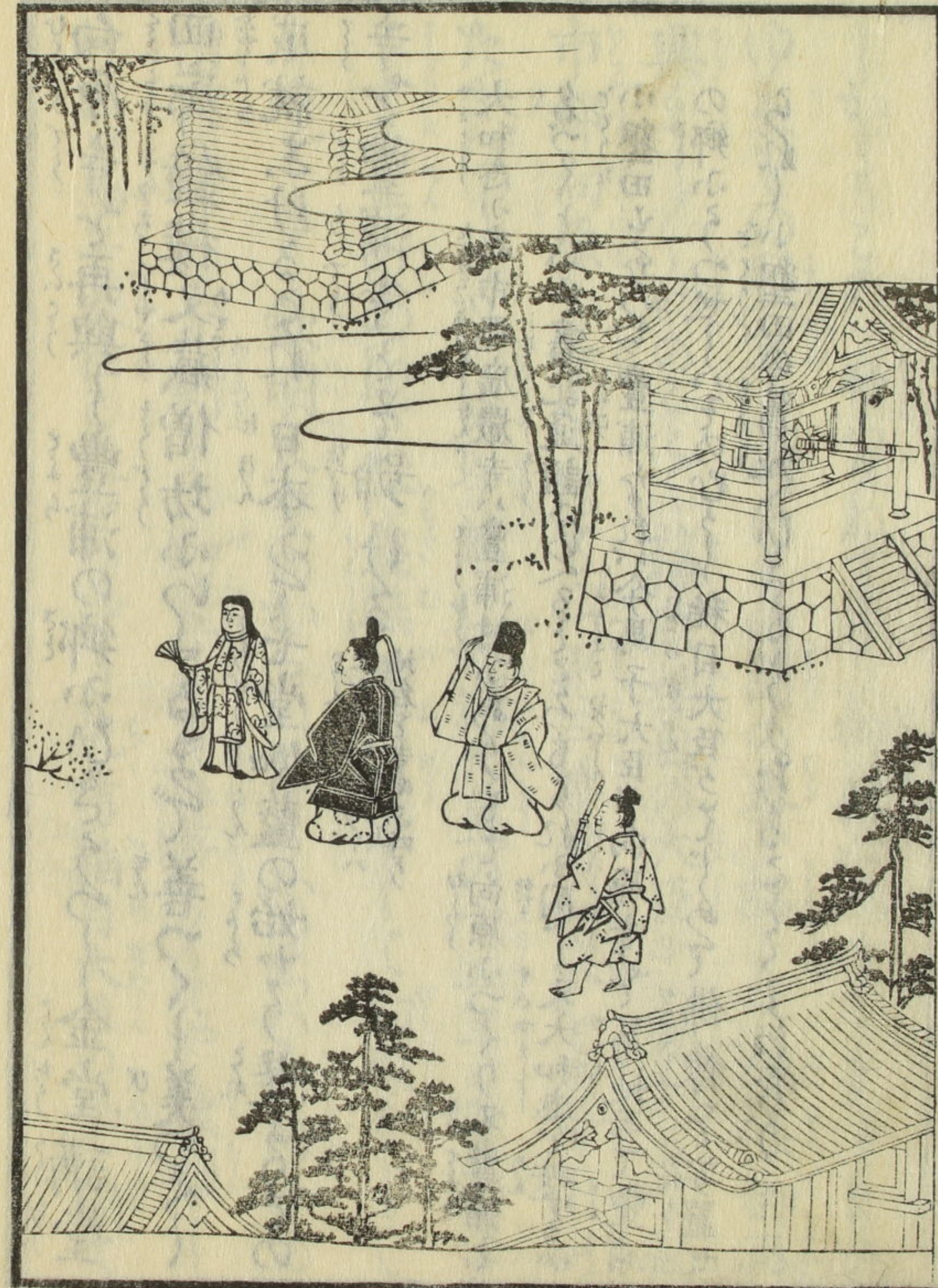
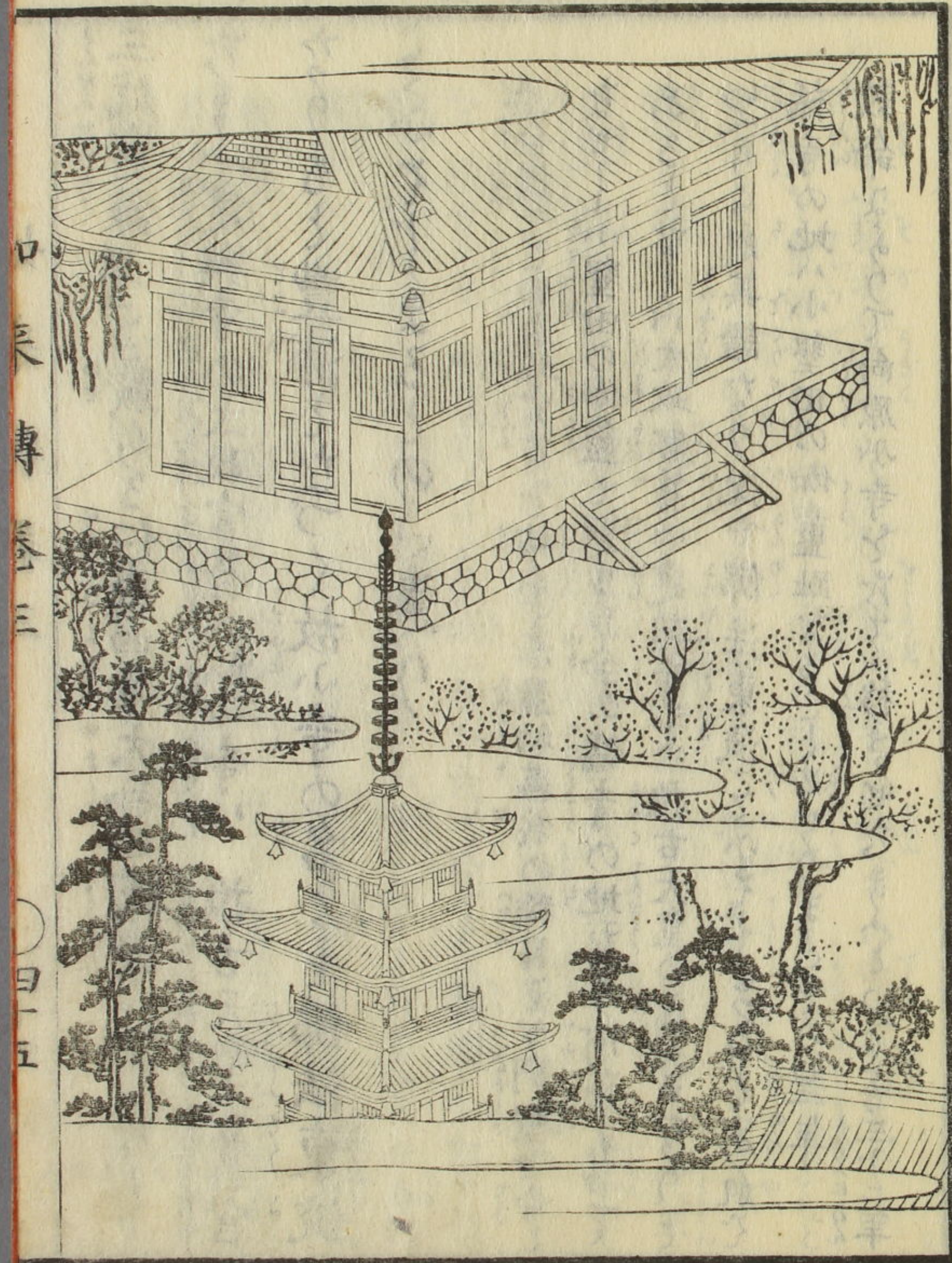
一かどもこの帝はうぬてより御信心ふくましくまゐ
ゆゑその翌年ふづのとの酉の春詔して佛法御再
興もしく初のごとく賴我稻目の大臣に勅ありて高
市郡向原小寺とて一光三尊の如来を遷さしめ
たまひしより以来今茲敏達天皇の十三年まで都合
三十二年のあひひ一座無移不動ありて向原寺とまじ
ませども欽明天皇のかられたまふのちハ御給仕の
僧だふもやう刺その伽藍さへも荏苒とてや破損し
ければ馬子大臣これとやげき先考稻目大臣の志を續て

向原寺と再興し豊浦の郷にひきうつし金堂講堂
回廊鐘樓又藏僧坊いづるまで善つくし美つくし
成就せけるこれ日本あて七堂伽藍の始なり是よりこの
寺と豊浦寺とぞ號ける

上古の俗にひき
地名と寺号と

大和志小高市郡廣嚴寺ハ豊浦村にありもと向原小つくり又豊浦と
名づくといふ書記通證いへるところもこれ小同じ又大和志を按ずる小
小墾田となりち豊浦なれば今馬子大臣が向原寺を易地して豊浦
の郷にうつせしはそのむく稲目大臣がとめて佛像を安置せ
られ小墾田の舊地へひきもどし移ることとせむなり

この時の豊浦ハ
このあての松名
なれば今の豊浦
村にあり



太政官ハひやう
大内裏のとき天下
の政を行ひなす
まことなり
符ハ宣下の
御證文なりこの
符の官より出
るゆゑこれを太政
官符といふ

三代實録四十二の載らる仁壽四年大和の國司にくだ
たふ建興寺の太政官符小かの寺ハ 推古天皇の舊宮
なりもと豊浦となづく故小寺の名とも佛法東流
こふをどまるとのこまり

予今謹てこの太政官符を按ずる小最初菰我の稻目こが別墅と寺と
なせし小墾田の伽藍といへるも今の橘寺の地なり何ともッて
あるとなすバ太政官符小建興寺と 推古天皇の舊宮なりと
いりこれ其證なり況や佛法東流こふをどまるとあれど
橘寺の地ハ小墾田の伽藍趾なること必せりまこその翌年
敕命よりて向原小寺とて移させたまふといへども三十二年

ちかむるを
太子御誕生の地
とかの寺の縁起に
いふ國史がき
ゆゑなりこれ京
御代ごとい内裏
かりたることを
あづかりなり

の後小菰我の馬子ふらび小墾田の舊の地へその寺を引もど
寺跡と豊浦寺とわづけしも亦この橘寺の地なり故小太政官符小もと
豊浦となづく寺の名ともといへりまこ 敏達天皇の十四年小守屋
敕よりてこの寺を焼くものハ荒原一堆の焦土となりぬなりハ八年
の後 推古天皇その地ハ内裏とてたまひ 聖徳太子この宮中にて
勝鬘經と講たまふとて千佛涌現たまひ天華亂墜の奇瑞ありし
を 推古天皇 睿覽ありてこの地小寺とてんことを發願したまひ
竟小崩御たまふの後ハ内裏とて小寺とたりたまひハ今
橘寺なり豊浦といふ昔ハや廣き名めて此ありの惣名と
豊浦といふまこ小墾田といふ其の別名なるべしあるがゆゑハ
日本紀ハ 推古天皇の内裏と豊浦の宮ともいひまこ小墾田の
宮ともいへるめて知べし今ハた豊浦といふ僅小一村の名に残れり

法隆寺の相傳つたへん飛鳥村あそりむらの西豐浦寺ほうりゅうじのひがし飛鳥川あそりがは難波なんばの淵ふちあり
といへるも今の地理いまのちりふく合あひり飛鳥川あそりがは橘寺たちばな寺の東ひがしめて橘寺たちばな寺ハ飛鳥の
本元興寺ほんげんきうじより五六町ごうち西南しんなんにあたりむらうり豐浦寺ほうりゅうじの古跡こせき
詳つまひらかゞととるハ仁壽四年にんじゆ四年の大政官符たいせいくわんぷととるゆゑなり
以上私の言あり
取捨後考しよせごかうをまろ

圓通自在現東方憲法初垂十七章
便是人天民父母最勝召伯芟甘棠

善光寺如來繪詞傳卷三終

本寺四川

